

第十九回国会
衆議院

地方行政委員会・人事
委員会・法務委員会
連合審査会議録第一号

（九〇九）

昭和二十九年五月六日（木曜日）

午前十一時三十五分開議

地方行政委員会

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤田 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

理事尾関 義一君 理事憲一君

理事西村 直己君 理事徳二君

理事藤田 義光君 理事阿部 五郎君

理事石村 英雄君 理事伊藤幸太郎君

理事大石ヨシエ君 理事大矢 省三君

理事中井徳次郎君 理事松永 東君

人事委員会

委員長 川島正次郎君

理事赤城 宗徳君 理事田中 好君

理事館林三喜男君 理事櫻井 奎夫君

理事荒船清十郎君 理事池田 清志君

理事小山倉之助君 理事石山 權作君

理事加賀田 進君 理事森 三樹二君

理事池田 禎治君 理事受田 新吉君

法務委員会

出席委員

委員長 小林 錦君

理事鍛冶 良作君 理事佐藤 昌三君

理事田嶋 好文君 理事林 信雄君

理事高橋 順一君 理事古屋 貞雄君

理事井伊 誠一君

理事押谷 富三君 理事花村 四郎君

理事中村三之丞君 理事猪俣 浩三君

理事神近 市子君 理事佐竹 晴記君

出席國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

人事官 入江誠一郎君

國家地方警察本部部長官 齊藤 昇君

國家地方警察本部次長 谷口 寛君

國家地方警察本部警視長 柴田 達夫君

國家地方警察本部警視長 中川 董治君

國家地方警察本部警視長 山口 喜雄君

國家地方警察本部警視長 長 昇君

國家地方警察本部警視長 安倍 三郎君

國家地方警察本部警視長 遠山信一郎君

國家地方警察本部警視長 村 教三君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

國家地方警察本部警視長 小坂 貞一君

会を開会いたします。

先例によりまして私が委員長長の職務

を行いますから、何とぞよろしく願

いをいたします。

それでは警察法案及び警察法の施行

に伴う関係法令の整理に関する法律案

の両案を一括して議題といたします。

まず政府より両案の趣旨について説明

を聴取いたします。

説明に先だちまして、委員各位にお

諮りいたしますことがございます。本

日のこの連合審査会につきましては、

各党派より多数の質疑の通告ござい

ます。つきましては、この際各委員諸

君の御質疑は一人につき三十分とい

すということに御決定をお願いいた

しますが、御異議はございません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中井委員長 それではさように決定

をいたしました。

それでは説明をお願いいたします。

小坂國務大臣。

警察法案

警察法

警察法（昭和二十二年法律第百九

十六号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 国家公安委員会（第四

条―第十四条）

第三章 警察庁

第一節 総則（第十五条―第十

第二節 内部部局（第十九条―

第二十六条）

第三節 附屬機関（第二十七

条―第二十九条）

第四節 地方機関（第三十条―

第三十三条）

第五節 職員（第三十四条・第

三十五条）

第四章 都道府県警察

第一節 総則（第三十六条・第

三十七条）

第二節 都道府県公安委員会

（第三十八条―第四十

六条）

第三節 都道府県警察の組織

（第四十七条―第五十

七条）

第四節 都道府県警察相互間の

関係（第五十一条―第

六十条）

第五章 警察職員（第六十一条―

第六十九条）

第六章 緊急事態の特別措置（第

七十条―第七十四条）

第七章 雑則（第七十五条―第七

十八条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、個人の権利と

自由を保護し、公共の安全と秩序

を維持するため、民主的の理念を基

調とする警察の管理と運営を保障

し、且つ、能率的にその任務を遂

行するに足る警察の組織を定める

ことを目的とする。

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体

及び財産の保護に任じ、犯罪の予

防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮

捕、交通の取締その他の公共の安全

と秩序の維持に當ることをもつて

その責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責

務の範囲に限られるべきものであ

つて、その責務の遂行に當つて

は、不偏不党且つ公平中正を旨と

し、いやくも日本国憲法の保障

する個人の権利及び自由の干渉に

わたる等その権限を濫用すること

があつてはならない。

（服務の宣誓の内容）

第三条 この法律により警察の職務

を行うすべての職員は、日本国憲

法及び法律を擁護し、不偏不党且

つ公平中正にその職務を遂行する

旨の服務の宣誓を行うものとし

る。

第二章 国家公安委員会

（設置及び組織）

第四条 内閣総理大臣の所轄の下

に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び

五人の委員をもつて組織する。

（任務及び権限）

第五条 国家公安委員会は、国の公

安に係る警察運営をつかさどり、

警察教養、警察通信、犯罪鑑識、

犯罪統計及び警察装備に関する事

項を統轄し、並びに警察行政に関

する調整を行うことを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の公務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること。

二 警察に関する国の予算に関すること。

三 左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

四 第七十条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

五 皇宮警察に関すること。

六 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。

七 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。

八 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。

九 犯罪統計に関すること。

十 警察装備に関すること。

十一 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。

十二 前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関すること。

3 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てらる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第七条 委員は、警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁以上の刑に処せられた者

5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に任ずる。

2 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

4 内閣総理大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合に罷免する。

5 第七条第三項及び前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第十条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三十一条及び第三項並びに第一百四十一条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「人事院規則」とあるのは「総務府令」と、同法第一百三十一条中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条同項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四十一条中「人事院及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

一 項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三十一条及び第三項並びに第一百四十一条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「人事院規則」とあるのは「総務府令」と、同法第一百三十一条中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条同項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四十一条中「人事院及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

2 委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する会議又は議事の定足数の計算については、なお委員であるものとする。

(規則の制定)

第十二条 国家公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令の特別の委任に基いて、国家公安委員会規則を制定することができる。

(国家公安委員会の庶務)

第十三条 国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する。

(国家公安委員会の運営)

第十四条 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

第一節 総則

(設置)

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統轄し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

3 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、長官の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

(権限)

第十七条 警察庁は、国家公安委員

会の管理の下に、第五條第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(次長)

第十八條 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局

第十九條 警察庁に、長官官房及び左の四部を置く。

警務部
刑事部
警備部
通信部

(官房長及び部長)
第二十條 長官官房に官房長を、各部に部長を置く。

2 官房長又は部長は、命を受け、長官官房の事務又は部務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)

第二十一條 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

四 所管行政に關する企画、調査及び法令案の審査に關すること。

五 犯罪統計を除く警察統計に關すること。

六 広報に關すること。

七 予算、決算及び会計に關すること。

八 国有財産及び物品の管理及び処分に關すること。

九 会計の監査に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、他の部又は機関の所掌に屬しない事務に關すること。

(警務部の所掌事務)

第二十二條 警務部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警察職員に關すること。

二 警察職員の福利厚生に關すること。

三 警察教養及び監察に關すること。

四 警察裝備に關すること。

(刑事部の所掌事務)

第二十三條 刑事部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に關すること。

二 犯罪の予防に關すること。

三 保安警察に關すること。

四 犯罪鑑識に關すること。

五 犯罪統計に關すること。

(警備部の所掌事務)

第二十四條 警備部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警備及び警備警察に關すること。

二 警ら及び交通警察に關すること。

警察庁の所掌事務に關し、警察通信に關する事務をつかさどる。

(課の設置及び所掌事務)

第二十六條 警察庁の課(室その他課に準ずるものを含む)の設置及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

(警察大学校)

第二十七條 警察庁に、警察大学校を附置する。

2 警察大学校は、警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に關する學術の研修をつかさどる。

3 警察大学校に、校長を置く。

4 警察大学校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(科学捜査研究所)

第二十八條 警察庁に、科学捜査研究所を附置する。

2 科学捜査研究所は、科学捜査について研究、調査及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査をつかさどる。

3 科学捜査研究所に、所長を置く。

4 科学捜査研究所の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(皇宮警察本部)

第二十九條 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に關する事務をつかさどる。

3 皇宮警察本部に、本部長を置く。

4 皇宮警察本部に、皇宮警察学校を附置する。

を置き、皇宮警察の職員に対して必要な教育訓練を行う。

5 皇宮警察本部の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

第四節 地方機関
(管区警察局長の設置)

第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五條第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局長を置く。

2 管区警察局長の名称、位置及び管轄区域は、左の表のとおりとする。但し、警察通信に關する事務については、東京都の区域は、関東管区警察局長の管轄に屬するものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局長	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局長	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
中部管区警察局長	名古屋市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
近畿管区警察局長	大阪市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
中国管区警察局長	広島市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
四国管区警察局長	高松市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
九州管区警察局長	福岡市	

(管区警察局長等)
第三十一條 管区警察局長は、管区警察局長を置き、管区警察局長は、管区警察局長の事務を統括し、及び所屬の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局長の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 管区警察局長に、總務部、公安部及び通信部の三部を置き、部にその

れぞれ部長を置く。

4 前項に定めるものの外、管区警察局長の内部組織は、總理府令で定める。

(管区警察学校)
第三十二條 管区警察局長に、管区警察学校を附置する。

2 管区警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

3 管区警察学校に、校長を置く。

4 管区警察学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
(北海道地方警察通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、北海道の区域における第五条第二項第七号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、北海道地方警察通信部を置く。

2 北海道地方警察通信部に、部長を置く。
3 北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第五節 職員

(職員)

第三十四条 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長及び部長(通信部長を除く)、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

4 警察庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第三十五条 警察庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

2 警察庁に置かれる警察官及び皇宮護衛官の階級別定員は、総理府令で定める。

第四章 都道府県警察

第一節 総則

(設置及び責務)
第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。
(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、国家公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費

三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
五 犯罪統計に要する経費
六 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
七 警備及び警備に要する経費
八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費

2 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。

3 都道府県警察の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第二節 都道府県公安委員会

(組織及び権限)

第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

2 都道府県公安委員会は、三人の委員をもつて組織する。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

4 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。

5 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員の任命)

第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県議会の同意を得て、任命する。

2 左の各号の一に該当する者は委員となることができない。
一 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁こ以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に任ずる。

2 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)
第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失うものとする。但し、第二号に該当するに至つたことが住所を移したことに因る場合において、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

一 第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合
二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

3 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

4 都道府県知事は、委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第四十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十条から第三十四条まで及び第三

十八条第一項の規定は、委員の服務について準用する。但し、都道府県知事は、委員が同法第三十八条第一項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合の外は、同項に規定する許可を与えるものとする。

2 委員は、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)
第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができる。

3 委員長は、会務を総理し、都道府県公共委員会を代表する。

(都道府県公安委員会の庶務)

第四十四条 都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

(都道府県公安委員会の運営)

第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2 第三十八条第二項及び第五項並びに第三十九条から前条までの規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十

八条第五項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

第三節 都道府県警察の組織

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視総監及び警察本部長)
第四十八条 都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視総監及び道府県警察本部長(以上警察本部長という)は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視総監の任免)

第四十九条 警視総監は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 都公安委員会は、内閣総理大臣に対し、警視総監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

きる。

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 道府県公安委員会は、長官に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

(方面本部)

第五十一条 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2 方面本部に、方面本部長を置く。

3 方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道警察本部長の命を受け、方面本部の所屬の警察職員の指揮監督する。

4 前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替えるものとする。

5 方面本部の数、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。

6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警察署等)

第五十二条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に、署長を置く。

3 警察署長は、警視総監、警察本部長又は方面本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所屬の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができ

(府県警察学校等)

第五十三条 警視庁に警視庁警察学校を、府県警察本部に府県警察学校を附置する。

2 道警察本部に道警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

3 警視庁警察学校、府県警察学校及び方面警察学校は、警察職員に對し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 道警察学校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)

第五十四条 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 警視総監、警察本部長、方面本部長及び警察署長は、警察官をもつて充てる。

3 第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免し、その他の職員は、警視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 都道府県公安委員会は、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官に對し、その他の職員については警視総監又は警察本部長に對し、それぞれその懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

る。

(職員の人事管理)

第五十五条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警察官」という)は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員(以下「地方警察職員」という)の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償に關して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めるとされ

る事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則で定めるものとする。

(職員の定員)

第五十六条 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

(組織の細目的事項)

第五十七条 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

第四節 都道府県警察相互間の關係

(協力の義務)

第五十八条 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)

第五十九条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ

る。

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に對して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければなら

ない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会

の管理の下に、職権を行うことができる。

(管轄区域外における権限)

第六十条 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度において、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2 前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 警察職員

(警察官の階級)

第六十一条 警察官（長官を除く。）

の階級は、警視總監、警視、警視正、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

（警察官の職務）

第六十二条 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

（警察官の職権行使）

第六十三条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

（現行犯人に関する職権行使）

第六十四条 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百二十二条に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職権を行うことができる。

（移動警察に関する職権行使）

第六十五条 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議により定められた当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

（小型武器の所持）

第六十六条 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

（被服の支給等）

第六十七条 国は、政令で定めるところにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

（皇宮護衛官の階級等）
第六十八条 皇宮護衛官の階級は、皇宮警視總監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査とする。

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3 第六十六条及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

（礼式等）

第六十九条 警察職員（礼式、制服及び表彰に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。）

第六章 緊急事態の特別措置

第七十条 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基づき、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

（内閣総理大臣の統制）

第七十一条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

（長官の命令、指揮等）
第七十二条 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告に記載された区域（以下本条中「布告区域」という。）を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対し、布告区域その他の必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

3 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域（前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域）に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。

（国会の承認及び布告の廃止）
第七十三条 内閣総理大臣は、第七十条の規定により、緊急事態の布告を発した場合に、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場

合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

（国家公安委員会の助言義務）

第七十四条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則

（検査官との関係）
第七十五条 都道府県公安委員会及び警察官と検査官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

（恩給）

第七十六条 地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員とみなして、同法の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「総理府恩給局長」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「之ニ俸給ヲ給スル都道府県」と読み替へるものとする。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 事務吏員又は技術吏員

2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

3 第一項各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に關する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の準用を妨げない。

（国有財産等の無償使用等）
第七十七条 国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十二条（同法第十九条において準用する場合を含む。）及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、警察教養施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他の都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を

使用することができる。

(政令への委任)

第七十八條 この法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十六項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)

2 改正前の警察法(以下「旧法」という。)による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律(前項但書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行に伴い、廃止されるものとする。

(準備行為)

3 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会委員の選任のための手続その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(最初の国家公安委員会の委員の任命)

4 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

6 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七條第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会委員の任命)

7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。

8 前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。

(従前の警察職員に関する経過規定)

9 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部(札幌警察管区本部を除く。)若しくはその附属機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を発せられないう限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局長若しくはその附属機関若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。

10 この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部(通信機関に所属する職員を除く。)札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県の区域内に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六條の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警察官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、定員外とすることができ。

(警察用財産の処理に関する経過規定)

11 この法律の施行の際現に警察の用にもつばら供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの又は都府の財産で警察庁が引き続き警察の用に供する必要があるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都道府県ととの間においてあらかじめ協議するとこに基き、第三十七條第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都

道府県に、又は都から国に譲渡するものとする。

12 この法律の施行の際現に警察の用にもつばら供せられてゐる国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用してゐる国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができものとする。

13 前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴う負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができ。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基き、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

(給与に関する経過規定)

15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のた

め、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

(休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)

16 この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されてゐるものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

(不利益処分に関する経過規定)

17 この法律の施行前に警察職員に對し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(公務災害補償に関する経過規定)

18 警察職員に係る公務に因る災害に對する補償で、災害の原因によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降に對して実施すべきもの及びこれに對する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給与を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前までに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に対しこの法律の施行の際行われている公務に因る災害に対する補償並びに当該警察職員に対する前項に規定する補償及びこれに対する審査は、なお従前の例による。

20 この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）以下「退職手当法」という。の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤続した期間（その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に対しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間（その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き

続いたものを含む）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に対しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七條第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続いた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

23 この法律の施行前旧法附則第七條（旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。）又は警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24 この法律の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九條に規定する公務員たる警察の職員又は第七十六條第一項各号

に掲げる地方警察職員となつた場合において、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受けるかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職していたものとみなす。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察吏員
二 警察長又は前号に掲げる者以外の警察吏員
三 専門家、技術者又は書記

25 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十二條第一項に規定する文官としての在職とみなす。

26 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「改正法律」という。）の施行の際恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に対する改正法律附則第六條第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「一年」とする。

27 自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き続き地方警察職員となるものうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年

法律第六十九号）に定める退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受ける場合に限る、その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六條第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長（町村職員恩給組合にあつては、管理者）は、政令で定めるところにより、その者に係る同法第六條第一項に規定する責任準備金に相当する金額を同法第二十二條第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。

28 前各項に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
（法律の廃止）

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。
一 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第七十五号）
二 市の警察維持の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十七号）
三 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

（昭和二十八年法律第二百八十九号）
（民事訴訟法の一部改正）
第二条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
第五百三十七條中「市町村若クハ警察ノ吏員」を「市町村ノ吏員若クハ警察官」に改める。
（関係法の一部改正）
第三条 関稅法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第十八條第二項、第十九條、第二十一條及び第三十九條ノ五第一項各号列記以外の部分中「又ハ警察吏員」を削る。
第八十五條ノ二第二項中「、警察吏員」を削る。
第八十八條中「又ハ警察吏員」を削る。
第八十九條第一項中「、警察吏員」を削る。
（遺失物法の一部改正）
第四条 遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
第十五條中「國又ハ」を削る。
（國稅犯則取締法の一部改正）
第五条 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第五條及び第六條第二項中「又ハ警察吏員」を削る。
（狩獵法の一部改正）
第六条 狩獵法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

法律第六十九号）に定める退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定による退職給付を受ける場合に限る、その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六條第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長（町村職員恩給組合にあつては、管理者）は、政令で定めるところにより、その者に係る同法第六條第一項に規定する責任準備金に相当する金額を同法第二十二條第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。

（政令への委任）
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
（法律の廃止）
第一条 左に掲げる法律は、廃止する。
一 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第七十五号）
二 市の警察維持の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十七号）
三 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

第十九条中「若ハ警察吏員」を削る。

(公益質屋法の一部改正)

第七条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又ハ警察吏員」を削る。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第八条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「又ハ警察吏員」を削る。

(裁判所法の一部改正)

第九条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の二の見出しを「(警察官の派出要求)」に改め、同条第一項中「都道府県国家地方警察本部の長又は市町村警察長(特別区の存する区域の警察長を含む)」に警察官又は警察吏員を「警視總監又は都道府県警察本部長に警察官」に改め、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(道路交通取締法の一部改正)

第十条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六条第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

安委員会(以下「公安委員会」という。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第十五条中「若しくは警察吏員」を削る。

第二十三条第二項並びに第二十三条の二第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十六条第一項第四号中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第二十六条の二第二項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第二十六条の三を次のように改める。

第二十六条の三 都道府県が、条例の定めるところにより第二十六条の規定による警察増長の許可を受けようとする者から手数料を徴収しようとする場合においては、その額は、千円をこえることができない。

第二十六条の四を削る。

第二十八条中「又は警察吏員」及び「若しくは警察吏員」を削る。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十一条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

(消防組織法の一部改正)

年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

第三十一条第一項中「若しくは国家地方警察」を「国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察」に、同条第三項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第一号)による改正前の警察法」に改める。

(海上保安庁の一部改正)

第十三条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第二号中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

第二十条中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国家地方警察」を「警察庁に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八十九条第四項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第一号)による改正前の警察法」に改める。

(風俗営業取締法の一部改正)

第十五条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二十二号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。以下同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二条の二 都道府県が、公安委員会の行う前条の規定による許可に関する事務について、条例の定めるところにより手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「及び警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「若しくは都道府県公安委員会」に改める。

第九十二条中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

第九十四条第一項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第九十九条第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改める。

第二十条から第八条までの中「警察官等」を「警察官」に改める。

(い) 猥褻処理場等に関する法律の一部改正

第十二条中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条にいう市及び」を「市(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)及び政令で定める人口五十以上」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第十九条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員」を削る。

(少年法の一部改正)

第二十条 少年法(昭和二十三年法

律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項、第十三條第二項、第十六條第一項及び第二十六條第一項中「警察吏員」を削る。

(少年院法の一部改正)

第二十一條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「警察吏員」を削る。

(消防法の一部改正)

第二十二條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第三項、第三十五條の二並びに第三十五條の三中「又は警察吏員」を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

(古物営業法の一部改正)

第二十四條 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改める。

第十四條中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十六條中「又は警察吏員」を削る。

第二十條第一項中「都道府県国

家地方警察隊長、市町村警察長」を「監視総監、道府県警察本部

項中「又は警察吏員」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十五條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項第一号中「及び警察吏員」を削る。

(総理府設置法の一部改正)

第二十六條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條の表の國家公安委員会の項中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)」を「警察法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十七條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第五項但書中「又は警察吏員」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十八條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第五項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

(水防法の一部改正)

第二十九條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條中「又は警察吏員」を削る。

(警察用電話等の処理に関する法律の一部改正)

第三十條 警察用電話等の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「都道府県公安委員会」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三十一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第三項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第三十二條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員」を「都道府県公安委員会の委員及び警察官」に改める。

第五十八條中「並びに当該警察官及び警察吏員」を「及び当該警察官」に改める。

第五十九條中「又は警察吏員」を削る。

第三十六條第六号中「及び警察吏員」を削る。

第二百五十九條第二項中「又は警察吏員」を削る。

第二百二十一條第二項後段及び第二百二十三條第二項後段中「若

しくは警察吏員」を削る。

第二百三十一條第二項中「及び警察吏員」を削る。

(精神衛生法の一部改正)

第三十三條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「又は警察吏員」を削り、「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第三十四條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第四十三條第二項及び第四十六條第一項各号列記以外の部分中「警察吏員」を削る。

第四十七條中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第五十二條第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同條第二項中「又は警察吏員」を削る。

(質屋営業法の一部改正)

第三十五條 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改める。

第十一條中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」

を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十三條中「又は警察吏員」を削る。

第二十一條第一項中「都道府県

國家地方警察隊長、市町村警察長」を「監視総監、道府県警察本部長」に改め、同條第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十四條及び第三十三條第二号中「又は警察吏員」を削る。

(地方公務員法の一部改正)

第三十六條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「公安委員会(特別区公安委員会を含む。)」を削り、「市町村の警察長及び消防長」を「監視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長」に改め、「特別区が連合して維持する警察の警察長及び」を削る。

(銃砲刀剣類所持取締令の一部改正)

第三十七條 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改める。

第十九條中第一項及び第二項を削り、第三項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改め、同項を同條第

一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十一条中「又は警察吏員」を削る。

第二十九条第三号中「又は警察吏員」を削る。

(農業委員会法の一部改正)

第三十八条 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第三十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六十二条第二項中「又は警察吏員」を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分及び第六十四条本文中「若しくは警察吏員」を削る。

第七十四条第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(出入国管理令の一部改正)

第四十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「警察吏員」を削る。

第四十一条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第五十二条第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。

第六十一条の八第一項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

(平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正)

第四十一条 平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第二十三条第三項中「又は警察吏員」を削る。

(外国人登録法の一部改正)

第四十二条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「警察吏員」を削る。

(破壊活動防止法の一部改正)

第四十三条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

(警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第四十四条 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

第一条中「警察官等」を「警察官」に改める。

して維持する警察を含む。以下同じ。の警察吏員」を「警察官」に改め、「又は警察吏員」を削る。

第三条第一項中「国家地方警察」を「警察庁」に、「市町村警察の警察吏員」を「都道府県警察の警察官」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 給付の原因である災害が、警察法(昭和二十九年法律第

号)第五十九条の規定により都道府県公安委員会からの要求に

協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安

委員会の属する地方公共団体がその給付を行うものとする。

第三条第三項中「警察法第六十三

条又は第六十四条の規定により職務を行つた市町村警察の警察吏員」を「警察法第七十二条第三

項の規定により同条第一項の布告区域(同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合

における当該区域を含む)に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官」に改め、同条第四項を削る。

第四条第一項中「国家地方警察本部」を「警察庁」に改める。

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)

第四十五条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「警察官又は

警察吏員」を「又は警察官」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第四十六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第八項中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部改正)

第四十七条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第四十八条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「警察吏員」を削る。

(有線電気通信法の一部改正)

第四十九条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中第十一号を次のように改める。

十一 警察法(昭和二十九年法律第

号)第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

(公衆電気通信法の一部改正)

次のように改正する。

第六十四条第一項第三号を次のように改める。

三 警察法(昭和二十九年法律第

号)第七十七条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

第七十一条第三項中「国家地方警察若しくは自治体警察」を「警察庁若しくは都道府県警察」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第五十一条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第二十六条中「警察吏員」を削る。

第二十八条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「警察吏員」を削る。

(町村合併促進法の一部改正)

第五十二条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号を次のように改める。

四 削除

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第 号。同法附則第一項但書に係る部分を除く)の施行の日から施行する。(都道府県公安委員会等の許可等の経過規定)

2 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行った許可、免許、取消、停止その他の処分で現にその効力を有するものは、改正後の相当規定により都道府県公安委員会のした処分とみなす。但し、当該処分が期限が附されている場合においては、当該処分が期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。(都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定)

3 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分の申請、届出その他の手続は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分の申請の際すでに

納付された手数料の帰属については、改正後のこれらの法令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路における禁止行為に関する都道府県知事の定に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法第二十六条第一項の規定に基づき都道府県知事が道路における禁止行為について制定している定は、改正後の同法同条同項の規定によつて都道府県公安委員会が改廃の措置をとるまでの間、なお効力を有するものとする。(災害給付に関する経過規定)

5 この法律の施行の際、この法律の施行前から引き続き改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による給付を受けている者に対する給付については、な従前の例による。

6 警察官又は警察吏員に協力援助した者に係る災害に対する給付で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきものは、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律第三条の規定によつて国が行うべきものに相当するものについて国が、都又は市町村が行うべきものに相当するものについて都又は市町村が行うものとする。

○小坂国務大臣 今回提出いたしましたし

た警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後早々にして占領政策の一環として施行せられたものでありまして、戦前のおが警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高く掲げた点においては、確かに画期的な意義を有してはおりますが、何分にも匆忙の間に当時の国際事情を反映しつつ制定せられましたため、わが国情に適合しないところが多く、その運用の結果に徴しても非能率にして不経済の欠陥を免れず、しこうしてかかる欠陥を是正するために早晩抜本的な改正の肝要であることは、つとに世人の広く認められているところであります。すなわち、現在の警察制度は、国家地方警察と市町村自治体警察との二本建となつておりますが、町村を管轄する国家地方警察は国家的性格に過ぎず自治体的要素を欠除し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎず国家的性格に欠くところがあり、これを要するに都市と町村において性格の異なる警察が存在するという結果になつていたのであります。しこうしてこのことは、元来国家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて適合せざるものを内蔵している結果となつていたのであります。さらに、市町村自治体警察は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにかかわらず、おの／＼の市町村単位において独立しているものでありまして、この細分化された警察組織のもとにおいては、警察運営の責任もまた多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されているのであります。もちろん

従来といえどもこれらの警察相互間においては、あるいは人事の交流によつて意思の疏通をはかり、あるいは援助の協定を行つて連絡調整を密にする等それ／＼努めて参つたものではあります。が、何と申しても制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界がありまして、ために警察単位の分割より生ずる盲点の存在が、警察の効率的運営をみずから傷つけて参つた次第であります。かつこの欠陥は、国の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近年頻発する種々の事件に関連して国民の記憶の新たなところであると存じます。さらに一方、行政改革の見地に立ちますなれば、国家地方警察と市町村自治体警察との施設及び人員が互いに重複していることは、国民にとつてはいたづらに複雑、かつ、不経済な負担となつていたのであります。この面よりするも制度の根本的刷新の要は今や社会の輿論であると申しても過言ではありません。

しかしながら現行制度における叙上の弊を改めるにあたり、警察の民主的な運営、言いかえれば国民の警察運営に対する干渉はこれを依然として保障すべきはもちろんのことでありまして、この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決をはかつたものが今般のこの法律案の骨子となつていゝ次第であります。

まずこの法律案の内容について主要な点を申し上げます。第一に公安委員会制度を存置したことであり、すなわち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。すなわち、中央においては、内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置き、それ／＼、国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて警察庁、または都道府県警察を管理せしめることとしたし、もつて警察の民主的な管理運営を確保し、かつ、警察の政治的中立性を維持することとしたのであります。なおこの際公安委員に広く有為の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と検察の職業的前歴者のみに限ることとしたし、また、

第二には、警察を府県警察に一本化したことでもあります。すなわち、警察の能率的運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由については冒頭に詳しく述べましたので省略することとしたし、ますが、ここに一言申し加へたいのは大都市の警察についての処置であります。大都市警察につきましては従来から種々議論の存するところでありまして、結論において、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために警察対象としての同地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にもきわめて不経済な結果となりますので、これを府県警察に一元化する必要を認めた次第であります。

第三に府県警察の内容であります。

すなわち、都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、あとう限りにこれに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。すなわち、都道府県警察の性格は申すまでもなく地方公共団体たる都道府県の機関としての警察であり、言いかえればこれは府県自治体警察でありまして、知事の所轄のもとにある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理のもとに警察本部長が職務を行うのであります。従つてその職員は原則として地方公務員の身分を有するものでありまして、かつ、警察に要する経費については、一定の国家的警察活動に必要な経費を国が支弁するほかは、原則として府県の負担としたのであります。また都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政事項は、いずれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は都道府県議会における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置かれ、しこうして住民の批判に制約せられる次第であります。この作用によつて自治体警察の特長と美点を具備せしめたのであります。しこうしてこの精神に立脚しまして、都道府県警察は国家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものといたし、その事項は法律に明記して、警察の中央集権化の必要なきよう十分の配慮をいたしたのであります。しこうしてこれがため警察本部長とごく少数の警視正以上の首脳職員は国家公務員といたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理者たる都道府県公安委

員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、もつて両者の権能につき均衡あらしめたものであります。なお、都の警視總監の任免は特にその地位の重要性にかんがみ、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとし、これに対する懲戒罷免の勧告権の所在は他の道府県の場合と同様にいたしたのであります。第四には、中央の警察機構のことであります。すなわち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てることとし、国家公安委員会はその管理のもとに警察庁を置いて国の公安にかかる警察運営をつかさどり警察の教養、通信、鑑識、統計及び技術に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行はしめることとしたのであります。さらに、国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織することとし、委員長は国務大臣をもつてこれに充てることとしたしましたが、この委員長は会議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して堅持せしめていたのであります。同時に委員長として新たに国務大臣が加はることにより政府の治安に対する国家的な考案が国家公安委員会の中正な判断によつて濾過せられた上、警察運営の上に具現せられるようにいたしました。かくのごとくにして政府の治安責任と警察の政治的中立性との調和をはかつたものであります。また警察庁は国家公安委員会の管理のもとに、きわめて特定の国家的な警察事務を所掌し、これに關しては都道府

県警察を指揮監督することとしたしましたが、その事務の範囲は上述のごとく最小限の列挙事項のみに限定したのであります。従つて個々の一般犯罪の捜査のごときはこれを中央の権限より除去いたしましたのであります。なお、警察庁長官は政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免することとしたしましたが、他面これに対しては国家公安委員会が、長官の懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様であります。なお、この改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数において三万人、経費において約九十億圓を減少し得る予定であります。またこの改正の実施に伴い、国家地方警察職員も市町村自治体警察職員もともにその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合もつとめて新機構への受入れを円滑にいたしますため、職員の身分を保障するとともに、俸給の減額となるものについては、その差額について調整の措置を講じ、かつ、恩給、退職手当についても従来の在職年数はすべて通算することとしたし、これらの誠実な職員の生活に不安を与えざるよう万全の配慮を払つております。しこうして従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供して参りました財産の移転につきましても、制度の切りかえに伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当事者相互間の協議により譲渡を行うものとし、特別の事情あるものについては債務を承継またはこれを有償とする等の措置を講じ得ることとい

ました。なお、本法案が幸いにして成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。以上本法案提出の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次に今般提案いたしました「警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案」の提案の理由を申し上げます。本法律案提案の理由は、今般提案いたしました警察法案と関連いたしましたし、関係法令の規定を整理し、これに伴い所要の経過措置を定める必要があるためであります。この整理の方針といたしましては、関係法令中の関係事項について、警察法案の規定上当然に整理改正を要するものを改めることとしたしました。経過措置につきましては、警察法案の規定及び本法律案による整理に対応して必要な規定を設けることとした次第であります。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。○中井委員長 これより質疑を進めます。すでに各位の御決定をいただきました通り、各委員諸君の持時間は十分であります。願わくは政府の答弁におきましても、簡明にその答弁を進められんことを願います。質疑は通告順によつてこれを許します。○門司委員 審議に入ります前に、現在の治安状況についてちよつと緊急に大臣に意見を求めたいと思ひます。それは大臣の方がよく御存じでございますが、総理大臣のところにかつてダイナマイトが贈られた事実があります。それから、ごく最近にまた大機

の総理大臣の私邸に一人の若い者があはれ込んで、ジャックナイフで警察の警官に切りつけたという事実があるのではありません。従つてこれらの問題は国内の治安状況から考へてみますと、きわめて険悪な様相を示してあるのでございますが、これに対して、こゝに総理大臣のところに物騒なダイナマイトが贈られたり、あるいはこの暴漢が襲撃するといふような事案について大臣は一体どういふふうにお考へになるか、もし大臣の所信が聞かれるならこの際ひとつお聞きしておきたいと思ひます。○小坂国務大臣 お答を申し上げます。新聞等で御承知のように、先般のダイナマイトを贈つた事件に続きまして、喜原何がしといふ一人の若者が総理の大機に参つたやうであります。お話のように、ジャックナイフを持つていたのは事実であります。殺意があつたのかどうか、またかりに殺意を持つておつたにしても、アドルムを飲んでおるといふふうな点からいたしまして、非常に計画的な、また目的を完遂せざるばやまずといふやうなそういう考へもなさうに思へるのであります。往々にして陽気のかわり目などにはそういう者が出ることもあるのであります。私もどうもいたしません。し、そういうことのごさいませんように十分に注意をいたす考へでございます。○門司委員 どうも今の答弁ははなはだじつまの合わない答弁であります。大臣は、陽気のかわり目でそういう者が出る、それを出ないやうに警戒しあるいは処置するといふお話でありますけれども、これはどうも陽気のかけ

んで出る者を国、政令で、あるいは法律で、あるいは力で抑止しようといひます。だから、そういう答弁はひとつたな上げしておいてもらつて、なお、今のような状態については私も安心ができませんので、さらに突き進んで大臣に聞いておきたいと思ひますことは、ダイナマイトを贈つたということと今度の事件とについて、もう少し詳細にその原因その他がもうわかつていふと私は思ひますので、わかつておるといふことは、その真相をこの際一応発表しておいていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 真相を発表しようといふことでございますから、国警長官から御答弁申し上げます。

○齋藤政府委員 ダイナマイトを贈りました事件につきましては、ただいま東京の警視庁が中心になつて究明に調べておりますが、まだ何者がやつたのか、よく判明をいたしません。また今度の葛原某の大磯の吉田総理私邸に侵入いたしました事件につきましては、新聞等で御承知のように去る三日の午後七時二十分ごろ、雨の土砂降りの中に本人が総理の私邸の、正面の入口でない、横の方から入りまして、そうして警戒中の巡査に発見されて、そこで巡査と押問答をし、巡査にジャツナイフをもつて切りつけて参りました。そこで格闘になつたのでありますが、巡査がジャツナイフで切りつけられて若干の傷を負つたところを、吉田総理の私邸の勝手口から中に侵入をいたしましたときに、護衛の警察官がこれを逮捕いたしましたのでございます。その侵入の理由は、本人は総理を殺害す

る意思があつた、かように申ししておりますが、侵入前十分にアドルム三十錠を飲んで入つたということも事実でありまして、これは逮捕後、医者の手当によつて吐瀉をせしめたのであります。従ひましてただいま大臣もおつしやいましたように、はたして殺意を持つていた者が侵入前に睡眠剤をおつたかどうか、この点若干まだ疑問に思つておる点があるのであります。本人は思想的な背景と申ししますか、いわゆる右翼、いわゆる左翼といふものには全然関係がない模様でございます。文学を愛好しておる青年であります。二日に大阪から出て参りまして、東京に一旦参り、総理が大磯におられるというところを目黒の官邸の近くで聞きまして大磯の方へ向つた、かようなことに相なつております。

○門司委員 大体ごく概略の御報告でございますが、なお詳細については明日の委員会までくわいに書類でひとつ出してもらいたいと思ひますが、私が聞きたいと思ひますことは、思想的背景がない、こういう御答弁でございます。思想的背景がなく——さきにはダイナマイト事件はまた十分調査ができていないようなお話であります。思想的背景があればこれはあるいは示唆されたとか扇動されたとかいふような事実が出て参るのであります。従つて本人自身の意思であるか、あるいは所屬している団体から、そういう角度で犯罪の行為に出たかといふようなことは一応わかるのであります。しかし思想的な背景も何もない若い者が、わざわざ大阪から東京

に出て来て、首相の所在を突きとめて犯行をするといふことは、アドルムを飲んでおつたから殺意がなかつたとかあつたとかいふことを申されておりますが、事実の経過からいへば、私ははつきりとした殺意があつたものだといふふうに考へざるを得ないのであります。ただ殺意があつて、凶行後における自分の身の処置を少し早まつた行為をしたといふだけで、私にはそういう今までの経過から見れば、はつきりさつき申し上げましたように殺意があつたものと言へる。従つてこの世間の風潮といふものは、私は端的に現在の日本の政界の様相といふものを映し出した一つの現われだと思ひます。従つて大臣に聞いておきたいと思ひますことは、さつきのような御答弁でなくして、一体そういう事犯がどうして起るのか。このことはこの警察法を審議いたします上において非常に重大な問題であります。ただ政府は警察法を審議して力だけを強くすれば、それで一切の国の治安が保てると考へておられるところに私は非常に大きな間違いがあると思ひます。従つてどうして一体そういう事犯が起らなければならぬのか。大臣はさつき氣違ひだと言われましたが、氣違ひがわざ／＼大阪から出て来て、首相の所在まで突きとめて私はなか／＼やらないと思ひます。これは私は氣違ひの所作にしては少し念が入り過ぎておると思ひます。われ／＼は陽氣のせいとは考へられぬ。従つて大臣は、こういうことを申し上げるのめいかかと思ひます。あります。陽氣のせいといふことにはないで、真剣にそういうものによつて来た原因は、一体当局としてはどういふところにあるかといふことを、も

う少し率直にお答えを願ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お答えいたします。私がああいう御答弁を申し上げましたのは、こういう一人の若者が出たといふことを、非常に大きな問題にされるということが、次に何となくそういう英雄心理を満足させるような気分を起すことを恐れたので、そう申し上げたのであります。本人の所持品につきまして、週刊読者の一人一殺といふのと、ステイヴンソンの「若い人々のために」といふ本を三冊持つております。その他エロ小説的なものを四、五枚原稿用紙に書いて持つてゐる。本人は二年前から総理の身辺をねらつておつたのだ、こういうことを言つておるといふ話でございますが、いまだその真相につきましては十分調査いたしております。いずれ後ほどまた御報告いたす機会もあるかと思ひます。

○門司委員 大臣の答弁は私の質問とはピンとははずれておると思ひます。私は今取締りの内容とか経過を聞いておるわけではございませんで、こういう物騒な世の中になつたといふことは、一体どういふことでこういう物騒な世の中になつたといふことの大臣の所信を伺つておるのであります。ただ単にやつた者がこういう性格を持つていたとかどうとか言ふのじやない。私は一つのダイナマイト事件だけのことならそういうことは考へませんが、すでに殺意を持つた者が首相の私邸にあれば込んでおることは間違ひがないのであります。従つてこれらの世相といふものは、あまりいい社会にこういうものが起るはずはないのであります。従つて今日

の治安の状況から見て、大臣は世相を一体どういふように考へになつておるか。一体いい世相とお考へになるのか悪い世相とお考へになるのか。悪い世相とお考へになつておるのなら、どうして悪いといふことを率直にひとつお答え願ひたい。

○小坂国務大臣 私の答弁の趣旨を御理解願ひないのかとも思ひますけれども、御承知のように敗戦によりまして非常な打撃を受けて、その後の建直しを以て八箇年日本国として努力して来ておるわけでありまして。この間非常に経済状態がいいといふことは申し上げられない。何とか経済状態をよくして、そうして民心を安定させたい、こういう氣持で八年間、いろいろな政府がかわりましたが、どの政府もそういうことを念願してやつておつたといふことは言へると思ひます。今私が申し上げたのは、所持品について暗示的に申し上げたのですが、ちよつとかわつたかつこの性格の者ではないかと思ひますのであります。氣違ひであるとも断定もいたしませんし否定もいたしません。ただそういう者が出たといふことを非常に大きな問題としてお取上げになつたといふことは、かえつて人心の不安を招く、こういうことを恐れました、そういう心境を申し上げたのであります。

○門司委員 どうも大臣からあまり政治的にそういう答弁をしてもらつた、だん／＼話が長くなります。日本の国で総理大臣が暗殺され、あるいは暗殺されようとした事件はたくさんあります。歴代の総理大臣で現職中暗殺された人はたくさんあります。それらの諸君については、いずれもやはり社会的

のかかなり大きな影響がそういう事態を引越したということは大抵よくおわかりだと思ふ。従つて今度の事件も、総理の身辺については相当な警戒をされておつたにもかかわらず、ああいう事件が実際に総理の私邸で起り、しかも大臣は今それは単に陽気のせいではないかというふうなことで、あまり大きくしてほしくないというふうな御答弁でありましたけれども、私は少くとも一國の総理大臣が暗殺をされるというふうなことは、こまかい事件としてこれを一笑に付するわけには行かない。しかもそれが一回でなく二度であります。さつきも申しましたように、今までも総理大臣の暗殺事件あるいはお傷害事件というものには社会的に大きな原因があつたと思ふ。今度の場合も、われ／＼に言わしめてもらいますならば、こういうふうな原因を持つておると思ふ。従つてそのこと自体を、警察を担当されておる大臣から率直に聞いておきたいと思ふから私は申し上げたのであります。

それなら最後にはつきり私は聞いておきますが、歴代の総理大臣の暗殺事件と今度の事件とについて小坂さんは、そういう切迫した事態ではないのだ、単に今までの議会の答弁のようないわゆる多少の気の狂つた者が氣まぐれにやつたのだというふうな答弁のように聞えるのであります。私は決してそうではないと思ふ。一人の人間が一人の人を殺そうという殺意を持つて、しかも自分がその凶行を行つた後においては自分の命を絶とうとするものと考え方というものは、単に一種の氣違いとしてこれを片づける筋合ひではないと思ふ。従つて今のような

答弁でなくして、率直にもう一応、歴付の大臣の暗殺された事件と関連して、今度の事件はそう簡単に見のがすべきものでないと思ふ。さつきも申し上げたが、大臣はあくまでもこういう事件は大きくしない方がいい、さつきも答弁でいっているようにお考えになつておるのだからどうか、この点も一度はつきり聞いておきたい。

○小坂国務大臣 門司さんにもう御理解願ふかと思ふのでありますが、最近、人を殺すということに非常に簡単にやるような、一種の変質的な風潮があるというところは認めざるを得ない。たとへば七歳の子供を便所の中で殺す、こんなことは今までもながつたことで、非常にやういふことを手軽にやる、あるいはわざ／＼の妙齡の女の乳を刺して殺してしまつた、こういうようなことが最近非常に行われて、まことに困つたことであると思わざるを得ない。そういうものの対象が総理の私邸に向かうということもあるかもしれぬ。しかしそれをもちゐるあなたのおつしやるように、非常に危機的な人心であるというふうには判断いたしておられます。従つて全般的に、総合的にお考え願ひたい。しかしその所持品も、あるいはエロ小説を書いたところがあるやうなやつと変質的なところがある人だと思ふ。しかしそういう者があることはあるものであります。か、それに對してはそういうことのないやうに十分心がけたい、こういう氣持を申し上げておる次第であります。

○委員長、関連して」と呼ぶ者あり

○中井委員長 ひとつこの程度で緊急質問はやめていただきたいと思ひます。そして本来の質疑に入りたいと思ひます。理事会の申合せもそうなつておるのでありますから、緊急質問につきましてもこの程度にいたしたいと思ひます。

質問はやめていただきたいと思ひます。そして本来の質疑に入りたいと思ひます。理事会の申合せもそうなつておるのでありますから、緊急質問につきましてもこの程度にいたしたいと思ひます。

○中井委員長 ひとつこの程度で緊急質問はやめていただきたいと思ひます。そして本来の質疑に入りたいと思ひます。理事会の申合せもそうなつておるのでありますから、緊急質問につきましてもこの程度にいたしたいと思ひます。

○田嶋委員 私は警察法案につきまして質問をいたすのでございますが、実はこれはたいへんな法律でございます。おれ／＼法務委員会の立場から申し上げますと、皆さんの言葉を聞いておりました。やはり一人について一日くらい余裕をもらわないと、とてもだめじやないかということが言われております。しかし相当警察法案も大詰めになつて参つておるのでございまして、かえつてそれによつて審議が延びるということになれば、その趣旨にも沿ひませんので、この地方行政委員会、御希望によりましてわれ／＼もそうしたことを遠慮申し上げて、きょうに臨んでおるのであります。特に時間が三十分制限されておりますので、微に入り、細に入りこれを確かめることができませんことを、非常に遺憾に存じております。そこで私は申し上げますが、実はこの法案はわれ／＼自由党の立場からいたしまして、党内で十分論議を尽くし得なかつた法案でございまして、この点遺憾ながら、やはり委員会においてその内容をつまびらかにする以外に道がございません。その趣旨に従つて質問を展開するのでございします。

○中井委員長 田嶋好文君。○田嶋委員 私は警察法案につきまして質問をいたすのでございますが、実はこれはたいへんな法律でございます。おれ／＼法務委員会の立場から申し上げますと、皆さんの言葉を聞いておりました。やはり一人について一日くらい余裕をもらわないと、とてもだめじやないかということが言われております。しかし相当警察法案も大詰めになつて参つておるのでございまして、かえつてそれによつて審議が延びるということになれば、その趣旨にも沿ひませんので、この地方行政委員会、御希望によりましてわれ／＼もそうしたことを遠慮申し上げて、きょうに臨んでおるのであります。特に時間が三十分制限されておりますので、微に入り、細に入りこれを確かめることができませんことを、非常に遺憾に存じております。そこで私は申し上げますが、実はこの法案はわれ／＼自由党の立場からいたしまして、党内で十分論議を尽くし得なかつた法案でございまして、この点遺憾ながら、やはり委員会においてその内容をつまびらかにする以外に道がございません。その趣旨に従つて質問を展開するのでございします。

○田嶋委員 答弁が抽象的で非常に残念に存じますが、時間がありませんのであまりつづ込んで聞かせません。一つ聞きますが、当時法案を提出いたしました、それに対しては改進黨方面から府県単位の自治体警察という線が非常に打出されておる。そこで当時の空氣としては、これに對して自由党も耳をかきなければならぬというふうな空氣であつたことを、私は委員長といたしまして十分知つておるから質問するのでございしますが、そうした改進黨の党内事情を考慮し、この法案が改進黨との妥協案によつて成立する可能性を持つという線を出して、今日提案されたのではないかどうか、この点を承りたい。

○小坂国務大臣 そうした点も相當に考慮されておる次第でございます。

○田嶋委員 そうして今日の段階におきましては、改進黨の意見と自由党の意見とが相當食い違つておるやうに考えられるのであります。この点政府はいかような御処置で臨むつもりか。原案をそのままの形において押し通さなければならぬと考へておるのか。大いに考慮する意思のもとに本日臨んでおるのか。

○小坂国務大臣 ただいま申し上げましたやうに、選挙を通しての考え方にはいろいろ／＼聞くべき点があると存じます。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。十五国会において警察法案を種々御審議をいただきました。その審議の過程を通して國民の代表としての議員の皆様方の意のあるところを、十分私どももいたしまして承つたのであります。またその後に行われた選挙に際しまして、一層身近に、國民大衆の考へるところのものに触れて來られた皆様方の御意思を十分に承りました。その結果によりまして今回の警察法を立案いたしました。かような点がその主たる、よつて来るゆゑんであります。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。十五国会において警察法案を種々御審議をいただきました。その審議の過程を通して國民の代表としての議員の皆様方の意のあるところを、十分私どももいたしまして承つたのであります。またその後に行われた選挙に際しまして、一層身近に、國民大衆の考へるところのものに触れて來られた皆様方の御意思を十分に承りました。その結果によりまして今回の警察法を立案いたしました。かような点がその主たる、よつて来るゆゑんであります。

して原案を作成したような次第でございす。政府といたしましては原案を最良のものと考えて御審議を願ひ、御可決あらんことを懇望いたす次第でございす。

○田嶋委員 大臣も御承知でございす。ところが、この警察改正法案が国会に提出いたされまして以来、日本の新聞という新聞がみな論説を掲げまして、この警察法案に対して反対の論法を展開いたしたことは、これは御記憶に新たなことだと思ひます。ここに新聞の切抜きがございすので、その日にち、論説すべてを説明してよいのであります。遺憾ながら時間がございせんから、説明できません。この新聞の掲げておりますところの論説について、政府はいかなるお考えをお持ちでございすか。新聞の論説は少し耳をかすべきものだとお考えになつておりますか。一顧に於ける必要のない世間の単なる一つの意思表示であつて、尊重すべき必要はないというお考えのもとに進んでおられるのでありましようか。

○小坂国務大臣 新聞の論説等も私も非常に氣をつけて拝見いたしておるつもりでございす。概観的に申しまして、十五国会の際におきます新聞の論調に比較いたしまして、今回の場合はやや緩和されておる様に心得ております。やはり民主的管理というところが前面に打出されておる点につきましては、新聞論調もよほど好感を持つておるのじやないかと思ひますが、何と申しまして警察の権能というか、職能と申しますか、国家的性格を強く必要とする面もありまじし。一方民衆によく理解せられ、親しまれる自

治的要素を表面に打出しておる点もあります。その相互の調整が非常に問題でございす。新聞の論調も、公安委員会を表面に出すことはよいが、これが運営についていゆる国家的存在というふうなことを懸念するあまりの論調でございまして、私どもといたしましては十分耳をかしめますが、新聞論調をベターなものとするというところは例がないこととございすので、御意見はつしんで承る考えでございす。

○田嶋委員 新聞の論調を見て参りますと、今回の法案は口をそろえて国家警察的色彩が多いのだ、こういうことを言つております。私たちもやはり国家警察的色彩が濃いつつあることになれば、これは当然考えなければならぬものだ、こう考えるのであります。民主警察的色彩を持つておるといふ説明は、提案理由の説明でよくわかりますが、民主警察としての自治体警察の性格を持つておるといふ説明でなしに、国家警察的色彩が濃くないといふ論拠はどういうところに政府は求められるのであります。

○小坂国務大臣 警察を非常に国家的な必要の面を強く打出しますために、むしろ公安委員会というものを抜きにいたすというのであります。そういうことではいけませんので、公安委員会を強く前面に打出しまして、長官の懲戒罷免勧告権を与えるというふうにいたしまして、民主的管理ということとを前面に比しまして非常に強く出しておる点、御了承いただけたかと思ひのであります。

でやつて参りましたところ非常に重複する、国民の租税を非常に不経済、非能率に使う面もございす。これは自治体警察自体の運営がよいとか悪いとかいうことではなくて、制度から来るものでございす。そういう点もございすし、また広域犯罪というものの対しましても盲点が出て来るという面もありまじし。それを総合調整して府県自治体警察、こういう考え方をしております。府県におきまして行います公共事務というものと警察事務はちよつと違ふと思ひますが、府県の自治体にこの警察の行政事務を団体委任する、こういう形が今回の警察法改正の論拠になつておる、こういうふうな考へております。

○田嶋委員 実はこれは大臣御承知だろつと思ひますが、現在の府県の公安委員会というものは、実際のところは公安委員会といつても何ら権限のない公安委員会、飾り物のようになつておることは御承知だろつと思ひます。なぜ府県の公安委員会が飾り物になつておるかと言へば、国警長官が隊長の任命権を持つて、隊長の直接の指揮権を持つておるものだから、府県に公安委員会というような名前の委員会がございまして、それが活動しようとしても活動できない、だからこれが飾り物になつておる。この今日の府県の公安委員会というものに対しては、これはだれしも否定する人はないと思ひます。実際上これは何ら機能を発揮してゐるものではございせん。この原案を見ますと、その公安委員会のような行き方、しかも任命権はやはり長官が持つということになります。と、公安委員会というものをつくつて

も、それは名のみであつて、現在の公安委員会が隊長の任命権を持たない公安委員会であるために機構として死んでおるといふことになれば、やはり任命権を持たない公安委員会が府県に置かれたところで、現在の公安委員会と何ら変化はないのでございまして、それでは国家警察としての色彩をより一層強くするといふ見方しか生れないものだと思ひます。この点いかがでございすか。

○小坂国務大臣 私の言葉が足りなかつたと存じますが、現在のいわゆる府県の警察隊長というものは、国が任命しております。それが府県の管理を何ら受けないわけではございすが、今回の改正案によりますと、まずその地方の本部長を任命いたします場合には、やはり国家公安委員会の意見を聞いて任命をいたします。また意に反するときは懲戒罷免の勧告権を持つわけでありまじし。なお地方に参りますと、いわゆる警視正以上が国家公務員であります。全体の警察官が十三万、今度整理いたしまして十一万程度になります。そのうちいわゆる国家公務員というものは、隊長を除きまして二百名、隊長を入れて二百五十名程度でございす。非常にわずかな人数の者が府県の中に参りまして、一方府県の公安委員会が罷免勧告権を持つてゐるという点になります。実際上現在とはまるで違つて参りまして、結局公安委員会というものの比重が重くなつて参るか存じます。この点につきましては、なお一般の日常の経費等につきまじし。府県議会の予算審議を経るわけでありまじし。現在、府県というものはちよつと離れた形で国

家地方警察の隊長が行つておるといふかつこうで、公安委員会は非常に浮いてしまふということもあるかと存じまじし。今度の改正案によりますれば、その点は非常に是正されることと存じまじし。

なお国家公安委員会の資格でございすが、従来はあらゆる官職にあつた者はいかぬ、こういうことになつております。そういったまじしと大学教授で非常任に任ぜられた方であるとか、あるいは外国に使用して非常任に世界的知識を持つてゐるという人も、すべてなれぬということになります。この制限は、檢察と警察の専門家以外はいないといふふうに、大幅にゆるめることになつております。そうすると實際能力から見まじし。また運営する能力といたしまして、現在の方にも十分それはおありになると思ひますが、抽象的に見まじし。そうした運営をする母体の力はよほどかわつて来るのではないかと、かように考へてゐる次第であります。

○田嶋委員 任免権を持つた地方の自治体公安委員会です。今日その職能が十分発揮されてないといふ非難をわれわれは聞いてゐるのであります。現職の警視總監を任命される立場にある人の権限が、非常に強いということをいわれてゐる今日でございまして、そうした任命権を持つた機構ですら弱いのに、その任命権をただ同意くらしいで済ます公安委員会では、これは公安委員会としての職責の十分なる執行、また民主警察としての職責の執行は不可能じやないか。むしろもう少し強い権限を与えてもいいんじやないか。要するに強い権限を与えておいて

も弱くなるところの傾向にある公安委員会であるから、強い権限を与えたところであろうといふのではない、均衡がとれるのではない、こういうふうなわけには考えられない。もう一度申し上げますが、強い権限を与えているものでも公安委員会は弱くない。そのものに対して強い権限を与えれば、なお一層機能の発揮がでる。飾り物になつてしまふということも考えなければならぬ。こういうものを対してはやはりある程度強い権限、要するに地方の公安委員会に任命権を持たすということ、もう少しいふところにおちつくのではない、この点について考へておられますが、この点にかようにお考えでありますか。

○小坂国務大臣 公安委員会を尊重するといふ考へ方については、私もまったく田嶋さんと同意見でございますが、ただ地方の公安委員会が人を選びます場合に、その範囲が非常に限定せられやしないかというのを考へるのではありません。やはり警察事務というふうなものについて非常に遠慮の士というものは、中央におきまして全国的規模においてならみ合せて考へるという方が、よりよき人材を得られやしないかというように思ひますので、委員会を尊重するといふ御意見はまことに同感でございますが、私どもの提案の程度がいわゆるサエツク・アソド・パラソスという点から行くと妥当ではないか、かように考へてゐるのであります。

○田嶋委員 次に私は人権の立場から少しお尋ねしてみたい。私は実は人権の尊重ということを中心にしていつも

国会に臨んでおります。そこで最近の疑獄事件なんかでもそうしたことを中心にながめてゐるのでございまして、そうした事件を中心にして検察庁のやり方をながめておきますと、非常に危険な線もたくさん出てゐるようでありまして、それから最近新聞紙上をにぎわしてゐる、たとえば東大の某助教授の家に警察官が知らぬ間に入つて行つて本を調べておつた。それから高知県の某所で郵便が秘密的に警察によつて調べられた。今国会が始まつて以来、新聞紙上に似たものだけでも、もう六件以上を数えておると思ふのであります。こうした点に對して、これは地方の警察官が自由におやりになつておるのであつて、別にその背後関係はちつとも御心配がないのだ、国家としてこれらに對して目を向ける必要はないのだといふふうに、担当大臣としてお考えでございまいしうか、この点を伺つておきます。

○小坂国務大臣 人権の尊重ということは、私は民主主義の根本であると考へておられます。

「委員長退席、加藤精委員長代理 着席」

従ひまして、いわゆる官憲であらうと民間側であらうと、人権尊重という点について、いやしくもこれを軽く見ることがあつてはならぬと考へておられます。ただお示しのようなことにつきましては、私も着任後まだ日が浅いのですが、なお十分検討していただきたいと思ひます。

○田嶋委員 そこで私は国家警察のことからこれを心配するのですが、かりに国家警察の機能においてこうしたことを訓練し、こうしたことを使喚して

おるといふようなことがあつたとしたらば、大臣はこの責任などどこにあるとお考へになるでしょうか。

○小坂国務大臣 私もそういう仮定のことはよく存じませんが、なおよく研究させていただきますと思ひます。

○田嶋委員 国警長官にお尋ねいたしますが、これはどこまでも仮定論になりますが、仮定論であるから、答えなど言へば答えないでつけようでありまして、かりに国警がそうしたことを使喚するといふことになれば、責任はどこにあるのでしょうか。国警長官でしうか。

○齋藤（昇）政府委員 私といたしましては、人権の尊重といふものに最も深い注意を払ひまして、あらゆる捜査につきましても人権の尊重を基底に置くように教養訓練等においてもいたしておるのでございまして、それを逆に、さういふ人権蹂躪を免れたいという示唆をいたしておる者があつたといふことは、監督の責任は私及び私を監督しておられる公安委員会にあるわけでございます。

○田嶋委員 私はこの問題は、仮定論でございますからそれ以上追究いたしません。そこで私はやはり人権の立場から論ずるのですが、実際かどうかからぬのです。これも仮定論になるかも知れませんが、こうしたことが現実に行われた結果、さういふことが行われたという結果、さういふことが行われた結果さういふことが行われたのではおかしいのですが、もつと具体的に言ひますと、さういふことを国警内において訓練をし、しかもまたその訓練に基いて責任ある人があ

ましようか。仮定論でございますので、私の質問も非常にむづかしいし、お答えもむづかしいと思ひますが。

○小坂国務大臣 現在の制度は、政府の責任といふものが警察に關しましては非常にあいまいであると思ふのであります。これは国家行政組織法上の建前からいいますと、国家公安委員会といふものが総理大臣のもとにあつて総理がそれを行つておる。しかし総理がその方面ばかり担当できぬので担当大臣を置いておる。今度の警察法はさういふ場合の責任を明確にするといふことが、その根本の趣旨になつておるのであります。私の今の立場ですと、国会において御答弁申し上げる、あるいは予算編成の場合、これについて発言するとか、あるいは執行上の監督をするとか、さういふ程度に限られておる。責任をとるかと言われましても、より一層責任が明確になりまして、さういふことがないようになつてゐるのではない。これは決して国警中心の法案の改正ではないのであります。いわゆる府県自治体警察、私どもはさういふふうにお考へておる次第であります。

○田嶋委員 それはわかりました。府県自治体警察については、私どももこの趣旨に別反對するものではないと思ひます。むしろ賛成するものでございませう。むしろ賛成するものでございませう。府県自治体警察といふことが根本になります。先ほどから質問しておられますように、やはり府県自治体警察が根本になるような法案、要するに府県自治体が実権を握れるような法案の形に持つて行つた方が一番理想的な形としていいのであつて、それを新聞の論調のごとく世論のごとく国家中心

の警察だというように持つて行くことはまずいのではないか。そういうことが府県自治警察ということになれば、現在の法案の形はまずいのではないか。むしろ府県自治警察で世論も支持し、国会の審議でもなるほど改進黨あたりの言つておられますように、またわれわれの考えもある程度述べておきますように、そうした線へ持つて行く。要するに政府の答弁しておるような府県自治中心の機構に、府県自治体中心の法案の形に持つて行く方がよいのではないかと、重ねて何回も質問しておるのですが、その点もう一度お答えを願いたい。

○小坂国務大臣 私には府県自治警察というものは、こういう形がよからうかと考えておるのであります。と申しますのは、警察事務は今御承知のように国家的色彩の強いものと、自治体自体でやり得るものと二本建になつておる。どちらを立てても——あまり国家的性格のみを強く出しますといわゆる角が立つようであります。自治体性格のものばかりをあまり表面に出すことにいたしますれば、いわゆる情に流される。その中間をとりまして、国家的な事務を処理する面をあわせ出して、しかも府県中心の自治体警察、こういう考え方で両方の折衷案としてこれを考えておる次第であります。自治体ばかりということになりますと、またそこにそれ相応の弊害が出て来る。かように考えます。

○田嶋委員 そこで今度は自治体の方へ少し移りますが、アメリカが日本を占領いたしました、そのもとにできた警察制度に私は決して満足しておりま

せん。これは十五国会でも申し上げております。警察法案に対してはぜひ改正しなければならぬという考えで進んでおる一人なんです。私どもの考えとしては、警察が国会に対して責任を負えないというような制度では困る。どこまでも国会に対しての責任を負えるような警察制度に改正しなければならぬ。こう私は考える。その点政府の考えと私の考えは一致するところが多々あると思うのだが、それと同時に一方では、民主的な警察というものはぜひ必要である。警察法の改正にあつてはこの二本を、国会に対して責任を負えるような警察制度、その一方において自治体の精神を生かして、かつての日本の警察のように世間から非難を受けられないような警察の線もぜひ生かして、この両線をうまく調節してつ

くつて行くのが警察法の改正でなければならぬ、こういうような信念で今日まで私は臨んで参つております。それが今度の法案だといえればそれまでのこととでございますが、そこで私たちは、この意味においてはやはり上から下へ通す線があると同時に、その線に沿うたところの、現在ある自治体警察の機構というものも、ある程度生かしていいんじゃないか、というのには自治体警察が今日まで七年続いて参りましたが、この間に世間から相当批判もされたわけですが、批判をされましても同時に、自治体警察のいい面、要するに民衆に親しまれて、そうして警察官が民衆になつて来たというように世間からよく言われている面もあるものであります。このよく言われた面までもなくして、そして再びわれわれが非難を受けたいような警察の線に近いような警察を

生かす必要はないんじゃないか、こういうふうに考えるのであります。実は具體的に例を引きますと、私はおととい岐阜県の大井というところへ行つて参りました。そこであの木曾川を船で下ろうというので船を用意しようとしたところが、雨は降つて来るし、なかなか用意ができません。頼むところがありません。ですから、警察に参りまして、私の身分を明かして、今、非常に困つてゐるんだ、交通機関も何も無い、雨は降つてゐる、何とかあなたの方のお力添えによつて、船を一艘用意していただけないだろうか、こう頼みましたところ、その署長さんがいまして、

で、部下の人でしたが、こう言うのです。警察はそういうことに対して、めんどろを見るところじやございませぬ。それはお門が違ふでしよう。まあいくらあなたが国会議員が何か知らぬが、警察にそんなこと頼んで来たつて、めんどろは見れませんよ。警察は犯罪をあげればいいんだ。こういう御答弁でございます。私も意外千万びつくりいたしました。とにかく少し気分を悪くしたわけでございますが、こうした面が私は国家警察に相当あるんじゃないかと思ふ。こういうことはおそれる皆さんも御経験されておると思ひますが、こういう面から考えますと、自治体の方がいいんじゃないかと思ひます。それは私が船を世話してくれと言つたことは、警察の職務じやございませぬが、そういう困つておる人が頼むというんですから、そうすれば電話一本くらいかけて船場へ世話をして、そんなに困つておるのだから、めんどろを見ろというのが、民主警察じゃないかと思ふ。私は署長に手紙をし

ため、あなたはこういう訓練を部下にしていますかというのを聞いたくなつたくらいですが、こうした私たちの体験から申しますと、自治体の方がピンと来るのでございますが、こういう面はどういうものでありましようか。

○小坂国務大臣 まことに体験談をあげてのお話はごもつともであると考へます。私も警察はそういうようなことであつてはならぬのではないかと、できるだけ民衆のために働くのが本義であらうと思ひます。ただこの法案は、大部分が地方公務員でございまして、いわゆる府県の自治体でございまして、いづれも国家公務員になると、いづれものがあるというような話が、一般的に言われるのであります。私は結局これは教養の問題であつて、国家公務員であるか、地方公務員であるかということは、その警官の態度そのものをかえるものではないと思つております。現にイギリスのスコットランド・ヤードというのは国の警察であります。非常に民主的で、民衆に親しまれてゐるといふふう聞いておる次第でございます。私も私どもといたしましては、警察がアメリカによつて制度をかえられ、非常に国情の違ふ、また地域も違ふアメリカの制度をそのまま御教示にあずかつて七年間やつてみて、いかにも非能率であるし、全体の公益的な処理すべき問題と、それを細分化している制度から来る点を、もう少し合理的にしようと考えておるので、できるだけ民衆に親しまれる警察をつくりたいという念願は少しも違わなかつたものでございます。

○田嶋委員 そこで私は国家警察的なものになると、そうした面が今ですらそうなんだから、ますます濃くなるのではないかと、このことを心配し、なお自治体警察の線は相当政府で御研究を願つた方がいんじゃないかと思ひます。地方制度調査会の答申、これは重ねて申し上げるまでもないと思ひますが、ぜひとも自治体警察は残してほしいというような答申が出ているようでございます。政府は今度の法案の立案にあたりまして、地方制度調査会の答申というものをどの程度加味して、どの程度尊重しておやりになつたんでございませうか。

○齋藤委員 政府委員 このたびの警察法案の立案につきましては、地方制度調査会の答申を十分敬意をもつて参酌をいたしましたのでございまして。ただ一点違つておりますのは、大都市を府県より別にするという点でございまして、この点は地方制度調査会におきましてもういづれ議論がございました。その議論の内容等も十分参酌をいたしました。上、大都市につきましてはその周辺と大都市の中心というものの警察の一体性というものが非常に肝要であるといふことから、これは全部府県に一本というように決定をいたしました。その他の点を除きましては答申案の線をほとんど全部取入れたような次第でございます。

○田嶋委員 地方制度調査会では大都市というところでなしに、自治警といふようなことになつてゐるようには私は見受けるのですが、あなたたちが地方制度調査会の自治体警察の答申を無視してしまつたという根本の原因、根本の考え、これはどこにありましよう

によりますと、警察法の改正について

公務員である地方警察職員とをわけて

ては、地方公務員だけでは十分職責を

もう一つは、いかに身分関係がある

現在は十三万人、整理をいたしまして

十一万人のうちで、本部長を入れて二百五十名を国家公務員に限ったわけであり。これが限り得る最小限度であると思うのであります。そこで警察長を国家公務員にいたしました以上は、その部下を任免いたしますのは警察長の職責でございますから、何も国家公務員が地方公務員の上に立つという考え方は毛頭ないのでございませう。さうな意味から、国家公務員にいたします者はごく少数の最高幹部といふことにいたしました。従つてその部下の任免はその長が任免をするといふこととございまして、何も地方公務員と国家公務員の間に上下の区別があるといふことから発しておるのではございません。

○受田委員 一例を政治活動の制限規定にとりまが、国家公務員たる地方警察官は、その政治活動において、国家公務員法第二二条の制約を受ける、それから一般の地方公務員である地方警察職員はその制約を受けないといふことになると、警視正を境としてその上下にはなだ厳重なわくがはめられると思ふのであるが、この点についていかようにお考えになりますか。

○小坂国務大臣 国家公務員と地方公務員との法律による政治活動のわくの相違は確かにございまして、警察職員の本質からいたしまして、政治的に中立であるべきものでありますので、今御指摘のような懸念は、実際問題において起らぬ、かように考えております。

○受田委員 教育二法案によつて教員の政治活動の制限を国家公務員並にするように目下政府は国会にお諮りになつております。この点警察官の職務は教員の職務と比較してその影響するところが薄くて、地方公務員たる教員は非常に影響するところが大きいからこれを法律で制約し、警察官の場合、地方警察関係の職員は大した影響がないから地方公務員の制約でいい。ただ警察官に關するさうした特別の服務規程については国家公安委員会規則などでもややわくをはめておられますけれども、しかし基本的なわくになつていない。こう考えますと、地方公務員である教職員と警察官を比較して、教員の場合に對する重圧を特に警察官に加へなかつた理由を大臣として御答弁願ひたい。

○小坂国務大臣 地方公務員法並びに教育公務員特例法でもつて教員の政治的な活動の制限をするといふことは考へておりますが、これは行政地域外に出た場合は、教育者の国家公務員的な性格から見まして、さういつた政治活動は国家公務員と同一にしたらばよろう、こゝういふ趣旨で制限を加えたのであります。なぜさういふことにいたしましたかといふと、現実になつた例があるものでありまして、現に政治活動を行つてゐるという声が非常に多いものでありますから、その声に聴従してさ

○小坂国務大臣 本来教育、ことに義務教育の場合中立を厳守すべきものであると考へておりますが、警察も同様であります。私が先ほど申し上げましたのは、さうした輿論もありまして、制限を設けたらどうか、こゝういふこととあります。警察官がさういふことをいたしましたらば、本来的に罷免さるべきものであらうと思ひます。

○受田委員 これは關係として、教育二法案の政府提出の一員として小坂さんは十分御研究していただいておると思ひます。今おつしやつたような軽い御答弁ではこの問題は解決しないので、結局政府の意図はこうだと私は思ふのです。すなわち、すでに法律となつてゐるあの破防法、スト規正法、今度できる教育二法案、こゝういふように国民の権利を奪ひ去るような、民主的な運営をさせないようないふような制約を設ける法規をつくつて、その法律をりつぱに適用させるために警察の中央集権化をはかつて、そして言うことをきかない者をどん／＼取調べ、それを拘束するといふ形に持つて行こうとする意図で、この法案を出されたやうな気がしてならないのです。これは私も私としては政府の意図がはなはだ不愉快きわまるものであつて、結局今申し上げましたやうな、警察の中央集権化により国民の権利を抑圧するところの一翼がこゝに現れたものだと思ふのであります。この点について、この疑惑を一掃するやうな答弁ができるかどうか、伺ひたい。

○齋藤(丹)政府委員 この法案は、大臣から提案の趣旨として御説明になりましたように、民主的な警察の管理と運営を保障するといふことに非常に大きな重点を置いてゐるのでござい

○受田委員 齋藤さんはかつて吉田総理から罷免されようとして、いふ／＼と工作をされたことを御承知だろうと思ひますが、国家公安委員会があなたの首を守つてくれました。その通り／＼あのときの御記憶を新たにされるならば、あのときに内閣総理大臣のものとにおける警察庁長官と内閣総理大臣になつておつて、さうして内閣総理大臣があなたの首を切ることでござい

○小坂国務大臣 地方公務員たる警察官は、その政治活動において、国家公務員法第二二条の制約を受ける、それから一般の地方公務員である地方警察職員はその制約を受けないといふことになると、警視正を境としてその上下にはなだ厳重なわくがはめられると思ふのであるが、この点についていかようにお考えになりますか。

○小坂国務大臣 地方公務員法並びに教育公務員特例法でもつて教員の政治的な活動の制限をするといふことは考へておりますが、これは行政地域外に出た場合は、教育者の国家公務員的な性格から見まして、さういつた政治活動は国家公務員と同一にしたらばよろう、こゝういふ趣旨で制限を加えたのであります。なぜさういふことにいたしましたかといふと、現実になつた例があるものでありまして、現に政治活動を行つてゐるという声が非常に多いものでありますから、その声に聴従してさ

○小坂国務大臣 本来教育、ことに義務教育の場合中立を厳守すべきものであると考へておりますが、警察も同様であります。私が先ほど申し上げましたのは、さうした輿論もありまして、制限を設けたらどうか、こゝういふこととあります。警察官がさういふことをいたしましたらば、本来的に罷免さるべきものであらうと思ひます。

○受田委員 これは關係として、教育二法案の政府提出の一員として小坂さんは十分御研究していただいておると思ひます。今おつしやつたような軽い御答弁ではこの問題は解決しないので、結局政府の意図はこうだと私は思ふのです。すなわち、すでに法律となつてゐるあの破防法、スト規正法、今度できる教育二法案、こゝういふように国民の権利を奪ひ去るような、民主的な運営をさせないようないふような制約を設ける法規をつくつて、その法律をりつぱに適用させるために警察の中央集権化をはかつて、そして言うことをきかない者をどん／＼取調べ、それを拘束するといふ形に持つて行こうとする意図で、この法案を出されたやうな気がしてならないのです。これは私も私としては政府の意図がはなはだ不愉快きわまるものであつて、結局今申し上げましたやうな、警察の中央集権化により国民の権利を抑圧するところの一翼がこゝに現れたものだと思ふのであります。この点について、この疑惑を一掃するやうな答弁ができるかどうか、伺ひたい。

○齋藤(丹)政府委員 この法案は、大臣から提案の趣旨として御説明になりましたように、民主的な警察の管理と運営を保障するといふことに非常に大きな重点を置いてゐるのでござい

○小坂国務大臣 地方公務員たる警察官は、その政治活動において、国家公務員法第二二条の制約を受ける、それから一般の地方公務員である地方警察職員はその制約を受けないといふことになると、警視正を境としてその上下にはなだ厳重なわくがはめられると思ふのであるが、この点についていかようにお考えになりますか。

○小坂国務大臣 地方公務員法並びに教育公務員特例法でもつて教員の政治的な活動の制限をするといふことは考へておりますが、これは行政地域外に出た場合は、教育者の国家公務員的な性格から見まして、さういつた政治活動は国家公務員と同一にしたらばよろう、こゝういふ趣旨で制限を加えたのであります。なぜさういふことにいたしましたかといふと、現実になつた例があるものでありまして、現に政治活動を行つてゐるという声が非常に多いものでありますから、その声に聴従してさ

○小坂国務大臣 本来教育、ことに義務教育の場合中立を厳守すべきものであると考へておりますが、警察も同様であります。私が先ほど申し上げましたのは、さうした輿論もありまして、制限を設けたらどうか、こゝういふこととあります。警察官がさういふことをいたしましたらば、本来的に罷免さるべきものであらうと思ひます。

○受田委員 これは關係として、教育二法案の政府提出の一員として小坂さんは十分御研究していただいておると思ひます。今おつしやつたような軽い御答弁ではこの問題は解決しないので、結局政府の意図はこうだと私は思ふのです。すなわち、すでに法律となつてゐるあの破防法、スト規正法、今度できる教育二法案、こゝういふように国民の権利を奪ひ去るような、民主的な運営をさせないようないふような制約を設ける法規をつくつて、その法律をりつぱに適用させるために警察の中央集権化をはかつて、そして言うことをきかない者をどん／＼取調べ、それを拘束するといふ形に持つて行こうとする意図で、この法案を出されたやうな気がしてならないのです。これは私も私としては政府の意図がはなはだ不愉快きわまるものであつて、結局今申し上げましたやうな、警察の中央集権化により国民の権利を抑圧するところの一翼がこゝに現れたものだと思ふのであります。この点について、この疑惑を一掃するやうな答弁ができるかどうか、伺ひたい。

○齋藤(丹)政府委員 この法案は、大臣から提案の趣旨として御説明になりましたように、民主的な警察の管理と運営を保障するといふことに非常に大きな重点を置いてゐるのでござい

○小坂国務大臣 地方公務員たる警察官は、その政治活動において、国家公務員法第二二条の制約を受ける、それから一般の地方公務員である地方警察職員はその制約を受けないといふことになると、警視正を境としてその上下にはなだ厳重なわくがはめられると思ふのであるが、この点についていかようにお考えになりますか。

○小坂国務大臣 地方公務員法並びに教育公務員特例法でもつて教員の政治的な活動の制限をするといふことは考へておりますが、これは行政地域外に出た場合は、教育者の国家公務員的な性格から見まして、さういつた政治活動は国家公務員と同一にしたらばよろう、こゝういふ趣旨で制限を加えたのであります。なぜさういふことにいたしましたかといふと、現実になつた例があるものでありまして、現に政治活動を行つてゐるという声が非常に多いものでありますから、その声に聴従してさ

○小坂国務大臣 本来教育、ことに義務教育の場合中立を厳守すべきものであると考へておりますが、警察も同様であります。私が先ほど申し上げましたのは、さうした輿論もありまして、制限を設けたらどうか、こゝういふこととあります。警察官がさういふことをいたしましたらば、本来的に罷免さるべきものであらうと思ひます。

○受田委員 これは關係として、教育二法案の政府提出の一員として小坂さんは十分御研究していただいておると思ひます。今おつしやつたような軽い御答弁ではこの問題は解決しないので、結局政府の意図はこうだと私は思ふのです。すなわち、すでに法律となつてゐるあの破防法、スト規正法、今度できる教育二法案、こゝういふように国民の権利を奪ひ去るような、民主的な運営をさせないようないふような制約を設ける法規をつくつて、その法律をりつぱに適用させるために警察の中央集権化をはかつて、そして言うことをきかない者をどん／＼取調べ、それを拘束するといふ形に持つて行こうとする意図で、この法案を出されたやうな気がしてならないのです。これは私も私としては政府の意図がはなはだ不愉快きわまるものであつて、結局今申し上げましたやうな、警察の中央集権化により国民の権利を抑圧するところの一翼がこゝに現れたものだと思ふのであります。この点について、この疑惑を一掃するやうな答弁ができるかどうか、伺ひたい。

○齋藤(丹)政府委員 この法案は、大臣から提案の趣旨として御説明になりましたように、民主的な警察の管理と運営を保障するといふことに非常に大きな重点を置いてゐるのでござい

いますか。

○齋藤(昇)政府委員 私は今度の新法案が実施されましたもその関係は同様である、そういう事態になりましたも同じである、かように考えております。と申しますのは、今新しい警察法によりまして、五名の国家公安委員があらわれるわけでございます。この国家公安委員が警察を管理いたすわけでありまして、また任免の際には、総理大臣が国家公安委員会の意見を聞くとなつておりますが、これは意見を聞くだけで聞きつばなしでやれるじやないかとおっしゃいます、しかし五名の国家公安委員が反対であるという強い意思表明があつた場合に、その反対の者を新しく警察庁長官に任命いたしましたも、その長官は仕事をやつて行くすべはございせん。すぐただちに罷免あるいは懲戒の勧告も下されるであります、そういうことがありませんで、日常警察を管理しておりまする公安委員から非常に気持の悪い目で見られるというのでは、その警察庁長官は仕事をやつて参れませんし、のみならずその五名の公安委員が、あるいは連袂辞職をするというふうな強い意向をもつて反対意向を表明された場合には、この意見をただ承つておくというのでは、これが政治的に実行できない、かように考えております。

○受田委員 齋藤さんは今、国家公安委員会が意見を出したならばそれを聞くようにになると仰せられました、この総理の警察庁長官任命権なるものは、意見を聞かなくて発動できる可能性はないか。それをしなくても法的に何ら制裁を受けるものではないと思

が、特に先般以来こういうような勧告的なものを簡単に処理して、御意見を承りおくというふうな程度にとどめておる事例は、人事院勧告などを平気ではうりつばなしにしておる事例が幾つもある。これとまったく同じで、意見を聞くだけで、その意見を聞くということが必須条件として、この任免権に影響するような形に法律の案文がなつておりません。この点について意見を聞くと同時にその意見を守らなければならぬ、その意見の通りに従わなければならぬ、というふうな形にこの法文がなつていません。これをいかに御解釈になりますか。

○齋藤(昇)政府委員 意見を聞かなければならぬのは必須要件でございませう。もし意見を聞かずにやれば法律違反でございませう。ただ意見を聞いて意見に従わぬ、意見通りにしないということは法律上はできることになつておりますが、先ほど申しますように、政治的な状態を考えますならば、さうなことでただいま人事院の勧告を無視してゐるとおっしゃいますが、さういつた関係とはそれは非常に違ふのであります。と申しますのは、絶えず指揮監督をしておるその機関と意思がまったく相反をする者を任命しうという事は、その任命された者の仕事が行くやうに行けない、こういうことになるわけでありまして、従つて人事院の監督権者の意見というものは、ただ単に聞きつばなしというだけでは私は通常の運営ができない、かように考えておるものであります。ただいまのお言葉でございませうが、国家公安委員が連袂辞職をしてしまつても、それでもなおかつやるというよ

うなことになるならば、それはやれるかもしれない。公安委員を全部罷免してしまつてやれば……しかし国会の同意を得て五名を罷免するとか、あるいは五名選任がえをしなければならなくなつたというときには、これは私は警察運営としては、将来内閣としてはやつて行けなくなる、かように考えるのであります。

○受田委員 いま一つ、この国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てることになつておるのです。つまり政府の中におるお先棒をかつぐ人物になるわけなんです。それが委員長としてその委員の間を納得さして歩いて、その調整をとるといふことはこれまた火を見るより明らかな話です。そうすると時の政府の鼻息をうかがつて委員が動くように事実なります。あなたが首にならなかつたのは、あの国家公安委員の諸君がほんとうに国家の大局的見地に立つて、この男を罷免してはならぬという立場でがんばつてくれたのであつて、あのときにこのような法律ができていたら、吉田リマンさんはただちにあなたを首にしていたのです。(その通り)私はあなた自身が首をつながれて、今日この法案提出の重要な政府要員となつておるときに、かつてみずからがなめようとして救われた体験によつて、この民主警察の真意を——今日国警長官として反動的に吉田政府をはからうとする警察の中央集権化をはからうとするに至つたのはまことに言語道断だと思はれます。私はあなた御自身の過去のとうとうと体験によつて民主警察の真意を十分御体得なさつておられると思う。あなたが今日みずから救われた

法律を踏みにつて、ここにこうした新しい法律を出しになつてこれを拘束しようといふことに對して、あなた御心境はいかほど苦しいものがあるうかと思ふが、その点をもう一度御説明願ひたいと思ふのであります。

○齋藤(昇)政府委員 私はこの点は私の信念として申し上げます。私は過去六年余りの体験から、国家公安委員会のあり方、都道府県公安委員会のあり方といふことを身にしみて体験をいたしております。この体験上から、今度の新警察法案が案出されても、決してだいまおつしやるような御心配はない、こういう確信に立つておるのでございませう。国務大臣が公安委員長に入られたならば、あるいは委員長が他の委員をうまく説得するのであらうというお話でございませうが、これは今の担当大臣でありまして、あるいは総理大臣でありまして、うまく説得をするといふなら、何も中に入つておられなくても説得はできるわけでありませう。五人の公安委員がすべて政府の説得によつて正しいことでないことでも、みな聞いてしまわれるというならば、今の制度だつてそういう危険があるわけでありませう。私は過去六年の経験に照して、しかも今の公安委員が——たび／＼申しておりますように、毎年毎年一人ずつ選任がえになつておりますが、ほとんど各党満場一致で選任されるというふうな仕組みが事実上の慣例になつております。この慣例は将来も続くであらう、この点から考えますならば、これは国務大臣が委員長になられまして、あるいは総理大臣が説得しようと思はれても、この慣例で運営をされる以上は、その心配は

ありません。もしこの慣例が打ちこわされてしまふといふことであるならば、制度は現在の制度でありまして、今おつしやるようなことに相なるわけでありませう。従ひまして私は過去六年の間国家公安委員会の運営、それから都道府県の公安委員会——都道府県の公安委員会は先ほど田嶋委員から飾り物のおつしやい、いまして、少くともただいまおつしやいますような中央から何か特殊な意図を持つて警察を動かそうといふような場合には、私は非常に大きな力を発揮するものであると考へます。今日無言のごく仰せられても、それは事実上無言の大きな防波堤になつてゐるということ、私の体験から申し上げる次第であります。

○受田委員 小坂首相は國警担当になられたのでありますから、この際一言あなたの御心中を伺つておきます。従来の國警、自治警を廃止して新しい警察体制をしくといふことに、この法律案の精神はなつておるのです。さうなると自治警が廃止されて國警に吸収されたような印象が多分にある。この法律案においてはなほだ私が不安を抱くのは、國警長官である齋藤さんがこの法律の実施とともに新しく警察庁の責任者になられて、あたかも齋藤國警長官に自治警が吸収されたような印象を与えるおそれはないかと心配するのです。こういうことに対して小坂さんは仮定のものとの質問にはお答えできないとおつしやるかもしれませうが、あなたが國警、自治警を廃止するといふ形で、新しい警察体制をしようとするこの警察法の審議をわれ／＼に

お求めになつておられるその心中に、齋藤さんの人事についていかようにお考えになつておられるか、御答弁願ひたいのであります。

○小坂国務大臣 この法律案は、先ほどからも申し上げておりますように、警察の国家的な面と自治体的な面とを調整する、そして現在二本建になつておりますので、この法案自体についての御審議を煩わしたいと考えます。

人事の問題等につきましては、この席におきましてはちよつと申し上げるのをばかりたいと思ひますが、私としてはおつき合ひいたしまして、有能にしてかつ常識も円満に発達しておる非常につばな方だと考えております。

○愛田委員 人格円満にして、手腕力量が非常にたけつた方であるという御確信をしておられるので、多分それが人事の上に影響するということの伏線があるのではないかと思います。私はここではなほ遺憾なのは、国警側の政府委員のみが出て、この警察法の審査がされつたところ、この自治警側にも自公連もあるし、あるいは自治体警察の側の委員会もある。こういうような形をとられておるのであるから、これは政府委員でないといひたしまして、この委員会の運営の上にそうした方面の代表者が常にここに何らかの形で出て質問に答へられるような措置を委員長としてとるべきではなかつたか。結局齋藤さんの手元で立案されたこの法案が自治警を吸収するやうな印象で審査される。印象ではない、事実そうなるのであります。最後には齋藤さんが警察長官になる。筋書き通

りものが通るやうです。しかも私は大臣の齋藤さん長官の議論をお聞きして、一層その感を強くしたわけですが、私たちがこの法案の審査をもつと慎重にゆつくり時をかせいで、政府がやろうとする気持ちがあればある程度これに協力してもいいと思つておつたのですが、実は非常にお急ぎになつておるやうである。そこに何か裏にひそむものがあるという不安を抱き始めたのです。私も人事委員としてこの委員会に出て、公平にこの警察法案の審査を、田嶋さんからお話があつたのを聞いておつて、実に政府の一方的な中央集権的な感じがふんふんとするのを感じたのです。従つて公正に、大局の見地から民主的日本の国家のといわざるを得ない警察の本質が民衆と離れない立場から、この法案の骨子であるところの国の公安委員会、府県の公安委員会というものの権限があまりにも弱小化し、そうして骨抜きにされておるということに對して、一方政府は反省してもらわなければいかぬ。先ほど公安委員会の意見を聞かなければならないようにできておつて、そうして公安委員の各自と意見が違ふやうな本部長や警察長官がおつたのではもう動まらぬから、事実は結局委員会と同じ意思になるんだ、こう仰せられました。これははなはだ便宜的な御解釈であつて、事態は至るところで矛盾しております。犬養法務大臣の指揮権発動のやうなことも勇敢に出されておるやうな事情であつて、常識にはずれた行動をこの政府はするおそれがある。その点齋藤さんはそういう心配はないと軽くお考えになつて、ごまかしのうちに自治警の骨を抜こうというやうに美辭麗句をも

つて仰せられておる。少くとも府県の警察の国家公務員である立場の上級警察官は、中央の命令一下でいつでも首をもがれる形になる、事実やうなる。そうなる警察官の長官の命令一下で政府の意図を浸透させるやうな指令を出して、それにそむく忠実なる警察官は罷免されるおそれがある。選挙干渉でつばにその例が見られる。反対党の候補者の違反はどん／＼摘発する、自党の候補者については手心を加える、それは実に明瞭です。こういう点において府県の警察にいたしまして、中央の命令一下でもがれたらつたりするものであつては、中央の鼻息をうかがわなければ仕事ができせん。その鼻息をうかがう地方の高級警察官によつて任免される末端の警察官の存在はまづたく衰へていなければならぬ。民主警察とはどん／＼逆の方向へ動いて行くわけだ。こういう警察法をこんな急いで改正しなければならぬ理由は、さつきから事務の簡素化とかいふ／＼便宜的な言葉が出ておるのですが、今これをおやりにならなければならぬやうな事態になつておりましたやうか、むしろさつき小坂さんが御答弁になつたやうな、大阪の一青年が大磯の私邸に吉田さんを襲つた、こういう事態はどこからその原因が出ておるかをお考えでしょうか。政治の反動化、つまり上級の者は悪いことをして大ぬすつとしておつても、それを縛ることができないやうな指揮権を発動し、末端では一升、二升の米をかついで病院の息子のところへ見舞に行かうとする親を、食糧管理法違反で頭でつかまえておるじやないか、こういうところから今の政治の大きな欠陥があ

つて、ごく一部の資本家、特に政府の要路の人々を金銭の上においても権力の上においてもこれを守り抜き、そういうものに思ふに大衆を犠牲にしようとしておる。それに対する憤激というものが何らかの形で現われて来る、こういうふうにはお考えになりますか、小坂さん、御答弁願ひたい。

○小坂国務大臣 先ほどのことですが、新たに警察庁長官を任命するのには、これは御承知のやうに国家公安委員会の意見を聞かなければなりませんので、そのことを申し上げたのであります。

それからただいまのことでございますが、私は先ほど御答弁申し上げましたやうに、現在の事態が非常によろしいといふふうには思つていない。何とかしてよくしたいとは思つておる。ただテロを奨励するやうなことになるまいかと、これはたいへんなことになりますと、左右両翼に對して民主主義を守るやうに皆さんも御協力願ひたい、私も及ばずながらできるだけの線に沿つて努力して行きたいと考えております。

○愛田委員 ただいまの御答弁で、先ほどの門司君からのお尋ねに對する補足的説明になつたとは解釈しません。これは後ほどまた機会を得てお尋ねすることにいたします。

政府は最近陽氣のたとへて仰せられるが、どうも最近犬養さんがウイスキーをぶ飲みにして指揮権を発動してみたり、吉田さんが四月十九日になると急に神経痛が直つて東京に出て来たり、こういうことを見ると陽氣の沙汰で政府が何かちよつと常識はずれの行動をしているやうに思われるのです。

この点は国民でなくて政府の吉田さんや犬養さんだと思ふのです、陽氣の沙汰でちよつとおかしなやつてゐるのは、国民の意思とは離れたことをやつてゐるじやないですか。小坂さんは指揮権発動については、犬養さんのなさつた行動については、政府としては連帯責任として御納得なさつてゐるのでありますやうが、国民に及ぼす影響はたゞごとじやないのです。こういう点について国民の内部に憤りが何らかの形で爆発しようとする。右翼にせよ左翼にせよ、テロはなほだ警戒しなければならぬ。御協力願ひたいとおつしやるのですが、私たちはもちろんテロを警戒することに協力します。これはもちろん国民の生命財産身体を保護するのは大事なわれ／＼の仕事ですから、けれどもそれを誘発しないやうな社会情勢をつくるのは政治の力です。この政治の力が最後に警察法を通すことによつて、今申し上げたスト規制法、破防法、教育二法案、こういうものによつて、締めくくりに、警察法を実施することによつて実現させようとする。こういう意図が明瞭に国民にはわかつております。少くとも民主主義はこれで破壊されようとしてゐるのであります。国民の一人々々の権利を尊重する民主警察は失われようとしてゐるのであります。大臣、この国民の声を静かにお聞きになつておられますか。この輿論がごく一部で、大勢ではないとお考えになつてゐるのでありましかうか。この点をいま一度大臣に確かめておきたい点であります。

もう一つこの法律を突進することによつて、三万の警察職員を整理することになるのであるが、この三万の職員

かひとつ頭からそうおきめにならない

んというお話をありますか。この新注

委負を押し下してそれの下の階へ

たしかに考へておる事

要するのですか　この法律案の中身

をい／＼調べてみると、職員の仕事管理、五十五条などを中心として人事委員会規則、条例等によつて定めるといふ規定が出て来ております。この人事委員会規則で定めるところになつてゐる以上は、人事院として御相談を受けたはずで、どういふ点を人事委員会規則で定めるかという点について、齋藤国警長官は人事院に御相談をなさつたかどうか、まず齋藤国警長官にその専門の立場で人事院がどういふ献策をしたかについて御答弁願ひたい。入江人事官はこの御相談を受けたか受けないかの齋藤国警長官の御答弁によつて、受けてゐる場合とない場合との両方の場合について、受けてゐる場合はどういふと考えてこれを御了承なさつたか、それから受けていない場合はこの人事院規則にはどういふ案を盛り込むとするのか、経過的規定の細則のようなものだと別ですが、規則というものになりますと、これは法律にかゝる相当重要な性格を持つものもあるというふうになるのですが、勤務条件、服務という重要な事項でありますので、給与、服務、こういうことについての人事院としての御見解をお伺ひしたい。

そしていふ一点、第十条に国家公安委員の身分の取扱ひ、職務の取扱ひについて規定が掲げてあります。第十条に国家公務員法の規定を委員の服務について準用するとありますが、この委員の身分について国家公務員法の規定を準用するといふ精神は齋藤長官はどこからお出しになつたか。これは小坂労相から御答弁いただけるならばなおいいのです。国家公安委員の身分は、国家公務員法のこの規定の適用を受け

る部分があるということになると、服務だけでもその点で適用を受けるといふことになる、どういふ性格を持つたものになるのか。この第十条には、人事院規則で宣誓などをすると国家公務員法にあるわけですが、ここではそれを総理府令で宣誓されるということになつてゐるのです。だから人事院規則の例外的規定をここに設けてゐるわけですが、こういう規定をなぜお設けになつたのか。別に総理府令でやらぬでも、人事院が全部統轄してゐるのならその線でおやりになつたらいいのではないのですか。同じく国家機関である人事院におまかせになつていいのではありませんか。こういう点について政府の御所見を伺ひたいのであります。

○齋藤(警)政府委員 法案の五十五条で都道府県警察の職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務云々について「地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとをされる事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。」とございしますが、これは同じ警察活動に従事する警察職員でございしますから、従つてこういう任用、給与、それから勤務時間とか勤務条件、服務というふうなものにつきましても、大体国家公務員と同じようにこれに準じて条例、または人事委員会規則で定めるものは人事委員会規則で定めたい、かように考えまして人事院と協議をいたした次第でございます。

が、しかしこの委員の服務等につきましては一般職に対して規定をいたしております点を準用いたした方がよろしいといふものを、各条項ごとにここにあげまして準用をいたしました。本質は特別職ではございしますが、しかし服務等につきましては一般職の規定を準用いたしたい。しかるに人事院規則とあるのを総理府令と読みかえてゐるのはどういふわけかということでございますが、これもまさしく一般職ではなくて、特別職でありますから、人事院は一般職の職員を扱われる、特別職は人事院では扱ひませんので、総理府令ということにいたしましたのでございします。

○入江政府委員 ただいま国警長官から申しました通り、五十五条の問題につきましても、人事院として、国家公務員たる警察官につきましても、もとよりこれは国家公務員でございしますから、国家公務員法並びにこれに基づく人事院規則の大体の事項が適用されると思ひます。そこで第二項の地方警察職員でございしますが、これは実は正確に申せば地方公務員でございまして、地方人事委員会の規則並びに地方の条例が適用があるというふうになつておりました、人事院の規則あるいは国家公務員法とは別個の問題でございしますけれども、これは今回政府でおつくりになつておる案は、そういうものにつきましても、警察官の特殊性に基きまして、国家公務員に準じた勤務その他の条件を条例あるいは人事委員会規則で適用制定するべきもの、だといふふうな建前になつておるようでございます。この点は人事院としてももちろん異議がないこととございしまし

て、警察の特殊性から申しまして、一考の方だと思つております。国家公安委員の服務の関係でございします。次に法の第十条でございします。国家公安委員の服務の関係をいふ規定が、これについてちよつと補足していただきますと、御意見の通り、特別職はたとへば国務大臣でございしますとか、政務次官、あるいは大使、公使、その他国会職員というふうな、全体として特別職につきましても、政治的理由でございしますとか、あるいは一般の社会から人材を吸収する必要上、国家公務員法の条項が適用されておられません。従つて服務につきましても、特殊なもの以外は、むしろ自由と申しますか、全然国家公務員法が適用されておられませんために、前の官吏服務紀律が適用されておるという状況でございします。そこでその特別職の中でも特に服務関係上一般職公務員と同様に服務をしてもいいというものがございします。たとえば私のごとき人事官というものは、やはり特別職ではございしますけれども職責上こまかいところまで一般職公務員と服務関係について、厳重にこの規則を適用する必要が

あるという場合とか、あるいは国家公安委員のごとき特別職であつて一般の政務次官、国務大臣のごとき自由にはできない、やはり警察の管理をされる上から、ある程度の服務規律を適用するといふ点から、おそらく今回一定の国家公務員法の条項を準用したんだらうと思ひます。そこで今の受田さんのお疑問になる問題もそうであるが、その大体の基本は、国家公務員法の服務規定を準用するとして、こまかいところも人事院規則で定めたい、いかにいかに、何もそれと別に総理府令で定め

る必要はないではないかといふことではないかと存じますけれども、これは今後国家公安委員といふものを政府が任用される一つの条件と申しますか、やはり国家公安委員に要請する一つの服務の状況によりまして、いかようにも考えられる問題で、一般職とは違ひますから必ずしもその人事院規則——こまかいところまで人事院規則のものを用ひたいしませんが、たとえばお話のように宣誓のごとき問題は、やはり特別職の性質上総理府令によるということも考え得る問題でありまして、人事院といたしましてもこの問題は別段国家公務員法の趣旨に反するものではないと思つております。

○加藤(精)委員長代理 受田委員に申し上げますが、次々と御熱心な、非常に政府側の答弁も実に懇切で、また引續き傾聴いたしたのであります。引續き相当長期間お約束の時間を超過しておりますし、次々とたくさん質問者が控えておりますのでこの辺で休憩をさせていただきます。

○受田委員 もう一つ……。

○加藤(精)委員長代理 それでは簡単にお願ひいたします。

○受田委員 ちよつとお尋ねいたしました。私の質問した時間の三十分だけを計算していただいたでよろうか。

○加藤(精)委員長代理 両方合せてすでに時間十分になつております。御質問だけの時間もすでに経過しております。

○受田委員 それではもう一点お願いいたします。今御答弁いただいたお言葉の中で、い／＼な国家公務員法の

規定を適用する場合があり得ていいんだ、また除外規定を設けていいんだというお言葉がありました。この国家公務員法の服務規定などをこういふふうにとん／＼準用しておるような職種があるかどうか、それから特別職の職員とするならば特別職の職員としての扱いに統一したかどうか、警察官の特任職務とかいうようなことで地方公務員たる警察官に特別の例外規定を設けたら、あるいは保安庁の職員に特別規定を設けたりするような、こういうことを改めて何かここに公務員に対しては、国家公務員としての性格を持つものとして、国家公務員としての基本的な規定をつくった方がいい。このようならばらばらの準用とか何とか言つてかつたことをやめて、国家公務員法を適用されてはいいんだと思ふのです。この点でも人事院としては態度をもつて国家公務員法の適用を要する御意見はないか。と思うが、あなたにやうなお話であつたので、あなたにやうな御相談がなかつたと思ふのです。そういうことで政府としてはその間によく人事院との意見の調整をされて、国家公務員の身分関係をはつきりさせるようになさる用意はないか。それからもう一つ、齋藤警察長官でも小坂さんでもいいのですが、条例にまかしてある場合に、この法律の精神の通りに条例をつくらなかつたらどうしますか。つくらなかつたときに法の制裁を受ける規定は私はないと思ふのですが、これに対してはどうお考えになるか、これをお伺いしてこの憲法警察法に対する私の質問を一応終りたいと思ひます。

○入江政府委員 お答え申し上げます

す。ただいまの公務員とある以上、いかなる公務員でございしてもこれを総合的に統合した法律を制定すべきものじやないかというところは学者何かにいへば、御意見がございまして、私はこれは一つの御意見だと思ひます。ただ実問題といたしまして、やはりあるとすれば外交官でございまして、あるいは外務公務員法がございまして、教育職員については教育職員の特殊性に基きまして特別法がございまして、か、大きなわくはありながらそこに若干の例外が設けられることはやむを得ないのではないかと思つております。次に先ほどお話のありました特別職でありながら服務規律を準用しておるといふ例はきつておらずであります。

○愛田委員 何がありますか。

○入江政府委員 人事官は一般的に適用いたしますが、国家公安委員のほうはほとんどないのじやないかと思ふのです。

○齋藤警察長官 府県でつくるべき条例をつくらなかつた場合にどうするかというところでございまして、御意見のようにこれには制裁規定はございせん。しかし現在都道府県あるいは市町村等におきまして、こういう事例は条例で定めるといふ場合に、特に故意につくらないという事例もございせん。市町村警察につきましてもいろいろ条例で定めるようになっておりますが、みなつくつておられる、この法案が通りますならばこの法案の通り条例をつくつてもらえる、かように確信をいたしております。

○加藤警察委員長代理 暫時休憩いたします。

午後二時半より再開いたします。

午後一時五十八分休憩

午後三時八分開議

○中井委員長 これより開会いたします。

休憩前に引続いて警察法関係二案を議題として質疑を続行するわけでありますが、本日の予定としては法務委員の諸君からその質疑を進めていただくことになっておりましたけれども、法務委員会が開けたというやうな事情もありませんので、人事委員会の委員の各位からの質疑を繰上げ進めたいと思ひます。加賀田進君。

なお加賀田君に申し上げますが、人事院の当路者はただいま来つたつありますから、もしできまするならば、警察関係の当路者に御質疑を進めたいと思ひたいと思ひます。

○加賀田委員 私は人事委員としてこの新警察法案に対しての基本的な問題の質疑は他の委員に譲りまして、特に給与の問題に対して御質問いたしたいと思ひます。

今提案理由の説明の中でもこの警察の機構の改革に基いていろいろ勤務条件その他給与の問題に対して、警察職員に不安のないように善処したいという説明がありました。

そこで御質問いたしたいと思ふのは、この新しく出されました警察法案に対していろいろ給与その他の勤務条件に対して不利な状態が起ると思ひますが、この点に対しては全般的に不利な条件を起さないように考慮されておるかどうか、また政府として考慮する意思があるのかどうかを御質問いたしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 給与に關しましては附則の十五項に給与に關する経過規定を置いておるのであります。都道府県警察の職員のうち地方公務員法の適用を受ける者の俸給は、都道府県がそれらの職員の職務の特殊性と当該都道府県吏員の給与水準を考慮いたしまして、国家公務員の例を基準として条例で定めることとなるのでございまして、その際新しい俸給月額が従前受けていた俸給に達しないこととなります。場合は、その調整のために、政令で定める基準に従ひまして条例で定めるところによつて手当を支給する、こういうやうにいたしておるのであります。

○加賀田委員 附則の十五項で調整の特別の手当を支給して当面の俸給に対する減額を補給しようという法案ではございまして、これは暫定的な措置であつて、将来これらが定期的にあるいは臨時にベース・アップ等が行われる場合に、こういう調整手当というものが将来永続的につくのかどうか、もしつかないとするならば、あるいはその増額に基いて手当が減額されるということになるならば、実質的に当面俸給袋の中の額がストップされるという状態が起るが、このことは、実質的に労働賃金の低下をもたらす結果になると思ふのですが、その点に対して大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 政府委員より御答弁申し上げます。

○柴田(達)政府委員 私からかわつてお答え申し上げます。

法案の五十五条におきまして、今度府県警察の職員となる者は、原則として地方公務員でありますので、その給

与につきましては、地方公務員法によりまして新しく条例で定めることになっております。従来市町村の自治体警察の職員であつた者も、府県におりますところの国家地方警察の職員であつた者も、今度新たに府県警察の職員として、条例によつて新しく給与を受ける、こういうことに相なるのであります。そこでその条例によつてきめる際のきめ方でございまして、それは五十五条におきまして国家公務員の給与というものがあつてありますから、この国家公務員の給与の例を基準といたしまして、条例に基きましてそれぞ

れの府県が独自の立場で定めるわけでありまして、それに対しましてこの必要な財源措置を、政府側といたしましては地方財政計画の中に組んであるわけで、新しい府県警察の職員として出発いたしましてからは、同じやうな一つのバランスのとれた給与として出発するわけでありまして、ただ過去の給与が、お話しにございましたやうに非常に開きがございまして、その間の調整だけを、先ほど大臣がお答えになりましたやうな方法で手当として支給する、かように相なつておる次第であります。

○加賀田委員 それは大体法案に載つておりますが、私も承知しておるわけでありまして、将来こういう調整の特別手当というものがずっと継続される意思を持つておるか、それともどういふ事情が起つた場合にこの手当が減額されるか、あるいは削除されるか、その見通しに対しての御質問をいたしておるのであります。

○齋藤警察委員長 調整額の手当は、将来事情によつてこれを減額する

とか、なくするとかいう考え方は持つておりません。本俸が上つて参りまして元の給与に復するまでは差額の給与はつと継続するというのが趣旨でございします。

○加賀田委員 どうもその点不明確な点があると思うのです。調整額は、事情によつて減額あるいは削除する意思がないという御答弁と同時に、俸給が増額された、いわゆる自治体警察から地方警察の職員になった場合に差額を補償して、そして編入された場合に受ける金額にまで俸給が上つた場合にはそれを下げる、こういうお話だろうと思うのですが、俸給というものは一度上るのではなくて、逐次上昇して参るわけであります。この調整額が同額ずつ支給されて来るということになれば、一挙にそれが削除されて来るということになるのですか。その点に対して御答弁願いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 たとえば差額が二千円ございまして、最初二千円の差額の給与をやる、ところが本俸がさらに千円上つたということになりますと、その差額だけで、差額は自動的に千円減つて、千円になる。だんだん減つて行くわけであります。

○加賀田委員 その点は政府として非常に巧妙な方法だと思ふのです。国家警察の職員が地方警察の職員になったという事で俸給に差額がつく、そして一時手当によつて支給されるが、本俸が上昇するに従つてその金額が下つて来るということになる。そういったしますと、当面この身分変更あるいは編入に基いて、俸給は下らなくとも、長期にわたつて実質的に下つて来る状態が起つて来るじやないかと思ひます。

もし現在の警察の機構のままで自治体警察の中で勤務しているとすれば、現在の基準に基いてつと俸給が上つて来るにもかかわらず、それが地方警察に編入された場合におきまして、その一時手当によつて総額としてはかわらないけれども、将来においては実質的に下つて来るということが起つて来る。これは実際に俸給の減少を長期にわたつてもたらす結果になると思ひますが、その点はどうか。

○齋藤(昇)政府委員 将来下るわけではなくて、将来若干期間の間は昇給しない、こういう結果になると思ひます。

○加賀田委員 警察機構の改革はやはりその能率化を基本として行つて、警察官の勤務条件、特に俸給に対しては非常に微妙な関係を持つて思ふのです。だからこういう警察機構の改革に基いて、たゞ期間があるというも、実質的に賃金が下つて来るということ、これは勤務者の士気に大きな影響を及ぼす、こういう立場から、これは何か方法を講じて、将来ともこういう機構の改革に基いて実質的に給与の下らないようにするのが妥当ではないかと私は思ふのです。それと同時に、一つ、この附則十五項に基きまして、国家地方警察あるいは自治体警察の職員が、地方警察職員になった場合、俸給が実質的に下つた場合にカバーするという事になつております。ところが、この逆の場合がわれわれには考えられるわけです。自治体警察の職員が、この機構改革に基いて国家公務員たる警察職員になった場合にもそういう問題が起ると思ふのです。そういうことが起つた場合の調整

の手当というものが規定してないのです。これはどういふ意味で規定してないのですか。

○齋藤(昇)政府委員 自治体警察の職員で高い俸給をもらつておられた人が、今度国家公務員になるとした場合、国家公務員の給与水準に引下げられる結果に相なります。この点は都道府県の地方公務員になられた人と扱いが異なるわけでありまして、国家公務員になりまして、その数はそれ以上の職員でありまして、その数はそれ以上はございしません。——数が多い少ないによつて差別をつけては相ならぬと思ひますが、高級幹部になりまると、やはり職務給という形に相なるわけでありまして、この点はやむを得ないのじやないか。これを国の給与法に何か例外を設けて、さういふ者も救済できますならば非常にいいと思ふわけでありまして、これは国家公務員にいたしましてはきわめて困難でありますので、国家公務員の給与規定に照らしましてなるべくその規定の許す限りの高い給与で国家公務員に迎へたい、かように考えますが、この一般の規定の最高限度をさらに上まつてというわけには参りません。この点はまことにやむを得ないと思ひます。

○加賀田委員 そうすると、私の考えました現実が起るということをお認めの上で、数が少いからさういふ特別の調整手当というものを支給しない、こういうことになると思ひますが、さうしますと、今度機構改革によつて国家公務員の警察職員になった方は、実質俸給の低下があつてもやむを得ない。ところが逆に地方警察職員になった場合には生活費が保障される、こういう

ことになつて非常に矛盾が起つて来るのではないかと思ひます。ただ退職金については双方とも勤続年数については保障されておりますけれども、当面の俸給に対しては大きな相違が起つて来るのではないかと思ひます。もちろんそれは地方公務員との給与の均衡を考慮しなくちやならない問題が起るでしょうけれども、しかし警察の中で身分の転換によつて条件が保障されている人と、逆に低下される問題が起つて来るという事は、これは私は行政関係から考えても、ゆゆしき問題だと思ひますので、できれば政府としてもこういう問題に対してはかかる矛盾のないように善処してもらいたいと思ひます。

さらに地方警察職員の中で、新しく条例に基いて俸給が決定されるわけですが、それで各自自治体警察から編入されて参ります地方警察職員でAは二千円の手当をもらつて、Bは千円の手当をもらつて、あるいはCは全然もらわぬ、こういう状態が起つて、同一労働に對する同一賃金の原則というものがくずれてしまふのではないかと思ひます。しかもそのことが同じ職場にある警察職員の中で、給与問題としておもしろからぬ現象が起つて来るのではないか。この点に対してどうお考えになりますか、どう善処されるおつもりであるか承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまのお尋ねはまことにごもっともな点でございまして、政府といたしまして、その調整には最も苦慮したところでございします。現在の国家地方警察の職員と自治体警察とに大都市の警察の職員と、給与が非常に開いてることから

問題でございまして、現在におきましても大体それは同一勤務内容、同一職種であるにもかかわらず、ただ国家公務員である自治体の警察職員であるという身分の違いで、さういふ非常に開きが起つておられることは、今日においても運営上非常に支障を来しているのをご存じです。それが今後同一の府県警察になつた場合にその違いを持ち込むという事は、これは人事管理上おもしろいからぬ事柄ではございしますが、しかしさうしてこれを当該府県の最も高い給与水準にまで全部引上げるという事は、財政その他の関係からいへば、許しません。従つて現在高い給与をもらつて居る方々の手取りは減らないように、給与差だけは別の手当として給与をいたし、それが現俸がずつと引上げられて来るということでは逐次にその差が少くなつてしまふにはなる。従つて二、三年あるいは数年後にはさういふ形が全部なくなつてしまつて、同一収入になると思ひます。それまでの間はたゞいまおつしやるような不均衡が事実上起りますことは、これはまことにやむを得ないことだと考えております。

○加賀田委員 やむを得ないということと政府としては逃げて居るわけですが、給与問題というものはやむを得ないという状態で解決できる問題ではないと思ふ。やはり警察官の士気にも影響するし、政府としてこの原案を出すためにはやはりできるだけさういふ矛盾のないように考慮して出さなければならぬと思ふ。自警の本部の方から出されたこの資料の中でも、自治体警察では大体巡査の方が平均一万一千七百五十八円になつております。国警の方で

は九千五百八十五円。すでに二千七百十三円という平均の差額が出ております。もし現在の国警の警察官と同じような給与の条例が出たとするならば、二千七百七十三円という平均の金額を特別手当として支給しなければならぬ。将来の経済状態あるわけ定期昇給その他を考えると、この二千七百七十三円というものはそう短期間にぼくはカパーできるものでないと思う。こういうことを考えると、この法案の機構改革に對して大きな矛盾が給与の中から暴露されて来るのじやないかと思ふ。だからこの点はやはり給与の問題として単に考えるのではなくして、警察機構の根本的な改革の中で、警察官の士氣と職務を十分遂行するためにも給与という問題が、さらに政府としては検討されて来なくちゃならないと思ふ。私としては給与の問題の今指摘した点に對しては、さらに政府の御検討をお願いしたいと思ふ。

なお五十五条末尾の方に「第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定める」というふうになつておりますが、この三十四条一項の指摘は一般職の職員の給与に関する法律の俸給表の別表第三を指摘していると思ふのですが、大府政府としてはこの三に準じて今度の新らしくできる自治体警察に對する俸給表をつくらうとしてゐるのかどうかということ、一応御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 給与の点につきましてはたゞいま例に引かれました巡查に對して約二千円の相違がございます。これは實際問題といたしましては、今度は府県条例で給与規定をつくりま

す。そこでその場合にこの五十五条の規定で、たゞいま御指摘になりました通り国家公務員たる警察官の給与規定、これに準じてするやうにということでございます。しかし現在の市町村等の給与の規定も、これは国家公務員の給与その他に準じてつくるやうにという法令になつておりますものが、今日あれだけの相違を来しておりますので、この条例もはたして「国家公務員の給与もまたつた同一に、同じやうにきめられた現在の府県の給与水準といふものにむしる準じて實際はきめられるのだ、きめられる場合はさうだと考へております。従つて實際のものといはしましては今日の国家地方警察の警察官の給与水準よりも、若干上まわつたところを条例としてはきめられるであらう、こう考へております。

それから先ほど御指摘になりました自警団警察の給与表でございますが、それは総給与を総人数で割つた一人当たりが出ておりますが、巡查、巡査部長等におきましてはあつたは、その上の方の階級もさうありますが、大府自治体警察の警察官の方が勤務年限も長い人が多うございます。従つてその表に二千という開きが出ておりますが、これを今度新しく格付いたします際には、今日の高い給与をもちつておるといふことを考へなくとも、現在の国家地方警察の警察官の一人平均の給与よりも高いところに格付せられる、といふのは勤務年限が長いのでありますから、さういふことになるであらう、従つてほんとうの開きといふものはそこに出ておるほどはない、こう思つております。さう御了承願ひま

○加賀田委員 大体地方自治体の条例に基いて地方公務員との均衡の上に立つて警察職員の俸給が決定される、これは從來と大体同じだと思ふのです。しかし同じであるにもかかわらず、現在国家警察の職員と自治体警察の職員との給与の差といふものは、相当各所に上下が現れております。もし從來と同じやうな方法でそれに準じて条例に基いて実施するといふことになれば、將來とも地方自治体の経済情勢あるいは財政状態その他地方公務員の給与状態等とにらみ合せて決定されるとするならば、各所にさういふアンバランスが將來起ると思ふのですが、さういふ場合に起るということを前提に、あるいは承認されてさういふ法案が出ているのですか。

それと同時に、さういふことがもし行われるとするならば、一つの例として現在の五現業の中で、管理監督は別として、秘密の事項に携わる人はやはり五現業の仲裁裁定をはずさないわけですが、さういふわけで五現業の給与と秘密の事項に携わる人との給与差——秘密の事項に携わる人は国家公務員法に基いて給与が支給されておる、五現業の方はいづゆる団体交渉によつて實質的に決定されておるといふところから、給与に對するさういふ矛盾が現在起つてゐるのです。それと同じやうな現象が今後国家公務員である地方公務員であるという形から起るのではないかと。現在の人事院でもその問題が論議されて、それを調整する特別の特例法ができて今審議されておりますけれども、それにもかかわらずその法案の中でいふ「矛盾が起つております。今後やはり同じ地方警察、

自治体警察の中にあつて、地方公務員であるあるいは国家公務員であるといふところから、警視正を中心として給与が交差するやうな点が將來起る懸念があると思ふのですが、その点に對してどう処理するか、どう考へているか、御答弁願ひたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 地方公務員たる警察職員の給与は府県の条例で定められるわけでございますから、御指摘のやうに各府県ごとにおいて若干相違を来すことがあるだらうといふことは、これまた地方公務員の性質上やむを得ないことである。現在各府県間において給与の水準が違つておるものがごとく、警察職員も違つて来るだらう、これは自治体の性質上防ぎ得ないものである、かように考へております。望ましいとは考へておりませんが、やむを得ないことと考へております。

それから府県に勤務をいたします一般の地方公務員たる警察職員と警視正以上の職員との給与に交差を来すやうな場合があるとはいふが、これまたあり得ると考へておるのであります。しかし警視正以上は、警察本部長を除きましては、小さな府県では一名か二名、大府県でも十数名といふわけで、總体で警察本部長を入れて二百五十名であります。従ひましてその警視正以上の者と警視で非常な古い方という者の間には、むしろ警視の方が俸給が高いといふことはあり得ると思ひます。現在におきましては、階級の上の者は一般の水準としては高うございませうが、個々の例をとりますと、巡查部長よりも巡查の方が給与が高くなつてゐるという者があつてあります。

から、これも当然のことだと考へております。

○加賀田委員 相当給与問題に對して具体的に質問をいたしました。このことは矛盾だらけです。この改正に關して重要な給与の諸条件に對してはやむを得ないといふ形で政府としては逃げてゐるのですが、私は非常に大きな矛盾を来していると思ふのです。そのためにこの機構改革に基いていふ問題が起つて来るのではないかと思ふのです。さういふ問題は少數からしんぼうしろといふ形ではなくして、給与問題といふのは根本的に不均衡を来さないやうな処置を講ずべきが要当だ、あるいは都道府県に對して四、五名だ、あるいはさういふ形ではないかといふことは、私はやはり政府としてのこの問題に對する反省を促したいと思ふのです。だから人事院としても當然冒頭に申し上げた通り、同一労働同一賃金の原則をくずさないやうに、この改正案の中でも給与問題を検討していただきたい、そして修正していただかなければならないと思ふのです。

なおもう一点として、今申し上げたやうな編入に基いて俸給表が低下する場合に、俸給の月額に對しては調整手当が支給されまされども、それに基いて、長期間勤務してその後日ならずして退職する場合に、これは退職金その他恩給に大きな影響をもたらして来ると思ふのです。たとえば自治体警察ですつと職員として勤務し、今後一、二年勤務してやめた場合には、その当時の高い自治体警察の職員としての俸給表から恩給並びに退職金といふものが算定されるにもかかわらず、今度府

県警察職員になった場合にそれが低下され、俸給では手当をもらつておりませんけれども、やはり退職金並びに恩給となれば、その俸給の金額に基いて算定されるので、実質的に恩給並びに退職金が低下する事態が起つて来ると私は思いますが、そういう事態が起るかどうか、起るとすればそれに対してどう対処する意思を持つてゐるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○齋藤(参事) 政府委員 この点も御指摘の通りでございます。ございしますが、先ほども申し上げましたように、府県の条例によつて実際格付をいたします際に、できるだけ自治体の高い給与をもらつてゐる方は、その条例の許す限り高いところに格付をされる——實際においても勤務年限も長いというところから当然高いところに格付されるのでありまして、従ひましてその間に差額が生じても、その差額は一、二年あるいは長くても三、四年ぐらゐの間に埋まつてしまふだらうと思ひます。その間におやめになる人が出て参りますと、一時退職金及び恩給の算定のもとになる本俸は少し下つたところにあるので、これは不足になることはやむを得ないと思ひます。

○加賀田委員 やむを得ない話ばかりであります。實際問題としてこの新しく出された警察法に対して、そのために編入されるいづれの警察職員は、ほとんど賃金問題を中心として勤務条件が実質的に低下する状態が起つて来る。今申し上げたように私が質問するところ、これはやむを得ない、事実そういうことが起るということだけで、政府はこれに対して何ら誠意のある回答がないのでありますが、こういう内容を含んだ給与問題に対しては、政府としては根本的にこういう矛盾が起らないようなことを審議され、研究されてこの法案というものを提出されること、が正しいと私は思ふのです。人事院としてはこの退職金問題あるいは恩給の問題、さらに給与の問題等にわたつていふ条件の低下に対しては、われわれ国家公務員の職員として、現在の国家地方警察の職員を擁護する義務があるわけですから、どうしてもこれは是正し、何とかそういう実質的な低下を防ぐように政府としては考えをもちます。今申し上げたようにこの法案の中でそういう矛盾が起るがそれはやむを得ないということで、そのまゝはおかむりするようなことで、は、政府としても新しい機構改革に基いて、警察の機構の効率化をはかうとして出されたと思ふのですが、そういうことが給与の問題あるいは勤務条件の中から崩壊するおそれがあると私は思ふのです。まずそういう警察職員の実質的な勤務諸条件が低下しないということを前提にして、あらゆる問題を検討しなければならぬ。暫定措置としてこういう調整手当を支給する、しかしそれは昇給されればだんだん金額が減つて来る、それは一時にその俸給の低下をとつてしまふか、あるいは巧妙に数箇月、数年かかつてとつてしまふかということ、実質的には機構改革に基いての俸給の低下を政府は認めてゐるのだと思ふ。もしこのままの機構で自治体警察の職員で行けば、手当でなくして現在もらつてゐる俸給を基準として、ずっと増額されて行くにもかかわらず、一時に下つて、

そして同額の手当をもらふ、数箇月あるいは数年かかつて今度俸給が上つて来た場合には手当が逆に下つて行く、俸給袋は数年間ずつとストップ状態です。ところが定期昇給にいたしまして勤務年限並びに熟練度を考慮してなされて行く、あるいは経済状況に基いて臨時的にベース・アップが行われるという場合には、実質的な生活条件を下げないために上げるわけですから、そういう内容を含んだ昇給の時期を、この調整額によつて削られて来るとするならば、いかなる定期昇給の時期が来ようとも、あるいはいかなる経済情勢に基いてベース・アップをしなければならぬという状態が起つてもこの手当が削られてしまふストップ状態であつて、結局実質的な賃金の低下をもたらして来る。そういう矛盾が含まれてゐると同時に、今指摘した通りに、臨時手当でこれをカバーするとすれば、同じ職場におつて、国家警察におつたから手当がもらへない、自治体警察におつたから月二千元ほど手当がもらへる、こういうことによつて、同じ仕事を同じ職場におつて、俸給袋に差が生れて来るという矛盾も起つて来る。退職金においても同じです。ですから、やはりこういう法案を提出するときは、十分検討されて、そういう実質的な賃金の低下をもたらさないことを基本にして出してもらわなければならないと思ふ。今自治体警察ではほんとうに生活苦にあへないが、職務を遂行してゐる警察職員が相当いる。それにもかかわらず今度の警察法の改正がなされた場合には、実質的には賃金が低下して来るという状態が起つて来る。だから自治体警察の職員において

も、現在の法案に対しては相当反対しております。それは国家警察に変更される懸念があるという面だけでなく、当面のわれわれの生活にも大きな脅威をもたらして来るので、そういう見地に立つても政府としては考慮してもらふように、われわれは要請されております。今申し上げたように、基本的な問題は別といたしまして、給与の体制は矛盾だらけです。現在の警察職員は非常に動揺してゐる。だから単にやむを得ないということだけではなくして、もつと深く検討されるように、こういう諸条件に対する改正を強く要望いたします。

私の質問はこれをもつて終りたいと思ひます。

○中井委員長 加賀田進君の御質疑は終了しました。次は石山權作君。

○石山委員 私は、数字的なことあるいは条文的なことは時間がかりますので努めて省きたいと思ひます。行政措置といたしましては常に常識的であることが、一番大切だと思ふのでありまして、この常識を逸脱した場合、横暴という言葉も出ますし、独裁という言葉も出るようでございます。私は人事委員として国家公務員の個人の身分を擁護するという一つの建前と同時に、公に奉仕しなければならぬ公務員の立場というものを常に考へてゐる者の一人でございます。そうした立場において今回の警察法案をばなめた場合、どうひいき目に見ましてもいささか行き過ぎがあるのじやないかというふうに考へられるのでございませう。提案の説明の中には、占領当時であつたためにいささか国際的な立場もあつて、行き過ぎの警察法であつた、自治警察であつたというふうなことを言つていられますが、今度出されたこの法案は、逆に国家警察の面が多分出てゐるのじやないかと思ふ。警察の問題も人事院の改組の問題も、全部の行政機構の中から押し出して、人事院もこうでなければならぬ、警察もこうでなければならぬとなれば、これは一応納得する分野も出るかもしれない。それが、今回のように特に人事院と警察だけに主力を注いで機構改革をやつた原因の一つとして、行革本部では、他に累を及ぼさないで単独になし得る分野から占領政策の是正をしたのであるから、そのために、まずこの二つだけを他に累を及ぼさないからやりたいというように言つておられます。しかし、これも前に申し上げた通り、公のために奉仕する公務員の立場を警察の場合には多く考へないで、むしろ一般民に対して強い発言権を持つ、行政権以上の何かを持つような印象を与へてゐる点の一つ、逆に人事院の場合には、公務員として公に奉仕するあまりに、自己の持つてゐる既得権をば失ふような場面が出て来た、これを二つ比べてみますと、政府の持つてゐるもの考へ方は、非常にジグザグして迷つてゐるのじやないか。これは私に言わせるならば、便宜主義ではないか、政府の行政指針上の便宜主義のために、こういうことが出てゐるのではないか、人事院をば改正する場合には、行政上の一つの機構としての半司法権、半立法権を持つような人事院は、行政機関の中に押し込めなければならぬと言ひながら、片一方においては地方自治をば破るような、たとへば知事の権限などは無視できる

ような今回の警察法案を立案されている。こういう点を見ますと、どうしても御都合主義のように見えます。この御都合主義は、ある期間においては時の政府が今持っている権力の強化になるでしょう。しかし逆にいうならば、その次に来た権力はもつと強い権力を持つという結果になるのではないかと。私は警察のようなものは人民の一人一人に与えるものでありますから、簡単に一人の人をつかまえるというようなことでないような措置こそ一番大切だと思つてございまして、今回の法律全般を見てみますが、特に人事権を中央で把握するという点を見てみますと、非常に憂うべきものがあると思つております。特に国務大臣にお聞きしたいのは、ほんとうに県を主体にした自治というものを認めるのであるかどうか。そうした場合における知事と地方警察本部長の立場というものは、どういふふうな調整をとつて行くのであるか。地方自治においては大きな委員会が二つ——これは一番大きいと思ひますが、教育委員会と今の警察の方の関係、そのほかに農地あるいは労働委員会等がありますけれども、直接多数の人に与える影響の大きいのは二つの委員会です。それらに關しては、県の委員会はほとんど無力だといふことは前から委員の方々から再々言われておる通りで、非常に今度は中央集権的にならざるを得ないと思ふ。どうして中央集権的でないかといふことを言ひ得ることが出来るのか。どの条文によつて地方の自治団体が守られるというのか、そういう条文は探してもなか／＼見えないのであつて、探して目につくのは中央集権的な人事

権の掌握の条文のみ多いのでございまして、そういう点でひとつ概括的にもう一ぺん提案の説明をお聞きしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。人事権を中央が持つ点が非常に中央集権的なおがするところ御意見でございまして、これはやはり警察の特殊性と申しますか、国家的な業務の範囲並びに地方的な業務の範囲と相交錯した警察事務というその本来の性格から、そうする方がよろう、こういうことなので、ただその間に公安委員会というものがなければ、おつしやる通りになるものと思つておりますが、法案にございまして、各都道府県公安委員会は懲戒、罷免の勧告権を持つてゐるのであります。先ほどから申し上げますように、小県においては非常に少數の、一人か二人の国家公務員が、全然関係のない県に参りまして事務をいたすわけでありまして、しかもそれが懲戒罷免の勧告権を持つてゐる公安委員というものがございまして、当然地方の状況というものを十分判断し、民意に沿つた警察行政をやらなければやつて行かれない。こういうところに、私は地方の民心を非常に尊重いたしたる警察行政が行われるであろう、こう期待いたします。根拠があるところ、第五條には、同家公安委員会の職能が書いてございまして、第五條二項に、公安委員会の任務を遂行するため警察庁を管理する範囲が書いてございまして、こういうことも、範圍以外には国から直接地方の警察行政に対しての指示というものは、他の緊急事態を除きましてはない、地方自治にまかせ

る、こういう建前になつております。○石山委員 先ほど大臣の説明の中に、今回の措置は能率化をはかるためだといふふうな言われておりました。私はもちろん能率化は賛成でございませう。しかし能率化をはかるあまりに、一般の庶民大衆に権力をもつて臨むというふうな態勢がとられたとするならば、これは大いなる誤りではないかと思つております。

それからもう一つ、政府の責任の所在を明らかにするために云々というふうな御答弁がございしました。私はこの責任の所在を明確にするという点が政府の持つ行政権の強化に終るとするならば、これもはなはだもつて行き過ぎだと思ひます。こういう点では何らさしつかえないかどうか、私は能率をあげるために一般の庶民階級がおいてこたう一喝のもとに縮んでしまつて画一的な、いわゆる圧迫された民衆と申しますか、そういうふうなものの上に立つた見方の能率化をはかうとするならば、これは当然皆さんが警察ツラツショといわれてもやむを得ないのではないか。つまり私に言わせるならば、政府が治安維持、国民の安寧秩序というものを口にしたがらうと、逆に裏には政治的な何かを考へてこの法案をつくつたんじゃないかとわれわれはなにか。能率という問題と政府の責任の所在を明らかにするといふ美名に隠れて政治的な意図を陰に含んでゐるのではないかといふことを再々言われてゐる。私も全般を見てみますと、そういうふうな印象を強く受ける一人でございまして、その点は何でもないのございまいしょうか、ひとつ御答弁願ひま

うに五人で、奇数委員会でございます。そこで委員自身は表決権を持つておりますが、委員長は表決権を持たない、ただ採決権を行使するといふことになつてゐるわけでありませう。従つて国務大臣である委員長の意思というものは、国家公安委員会を拘束するといふようなことにはならない。委員自身がその判断と責任において警察業務を管理運営する。こういうことになつております。そこで、そういう建前でございまして、やはり国会の同意を得て任命された国家公安委員各位が十分その責任とその判断によつて民主的に警察を運営する。一方政府としてはこれを管理運営するといふような気持は毛頭ありませんが、よい意味において政府の意図するところを十分に連絡してよく地方に伝える、こういうことによつて政府の責任も明らかにして、国会に対する御答弁等も疎漏のないようにしたい、こういうことなのであります。この間に公安委員会というものが入つておられません、御質問のような御疑問もあるいは出て来るかと存じますけれども、私どもはただいま御審議いたしております新警察法において、能率化と政府の責任を明確化、こういうことと、御疑念のような独裁的運営といふこととの関連はない、こういうふうな考へてゐる次第であります。

○石山委員 私は治安の維持あるいは安寧秩序を守るといふ言葉は、やはり警察には一番大切な点だと思ひます。ただ私は、この警察法が何か特別に一貫したものを持たなければならぬという点には、むしろかつての警察予備隊の肩がわりをしようとするような何

かを持つてゐるのではないかと懸念を持つてゐるわけでございます。その点が私の言う政治的な考慮を背後に持つてゐるのではないかと懸念を持てゐる。私たまたま、欧米の探偵小説などを見るのでございまして、向うの方では、たとえばその地方において大きな犯罪が起つて、それが非常に完全犯罪のような場合で、地方の自治団体がどうにも手に負えない、そういうときには、優秀な本庁といふものか、あるいは日本でも言つた場合には東京の方から、あるいは大阪の方から優秀な人をお手伝ひに出す。こういう点で私は普通の治安の維持と安寧秩序が保てるものであると思つております。それ以上の、たとえば何かの暴動のようなものを考えられて、一本化しなければならぬといふふうになれば、これは普通通ひわけてゐる警察の任務を離れて、別の任務を持つものではないか。その別の任務を持つ方にのみ、今回は主力を注いだのではないかと、今回に考慮されるが、それで普通新聞などは、国家警察の再現であるといふふうな一つの心配を持つてゐるではないか。たとえば選挙の場合には、安寧秩序どころではない。与党の点数読み、あるいは反対党の点数読み、うき身をやつして、それを集計して野党が何名、与党が何名と、ほとんどはそれない時代があつたのでございまして、国警、自警の間がもしこわれるとすると、ほとんど政府のために動くような警察になるのではないかと懸念がございまして、そういう点の一つ。

費すのではないかと。直接的には自治警察の場合には、日々われ／＼はひびきとまじえるようにして、おまわりさんといふことが出来るのでございまして。そういう親しみを持つておるようでございます。そうした場合に、さきのことである、犯罪の摘発をよくやつてくれるという意見が出ております。それが国家警察になりますと、選挙その他思想の探索、そういうものにおおむね勢力を費してしまつて、あき果ねらいにオーバーをとられたとか、あるいは服をとられたとか、こういう庶務階級の日常に最も影響のあるようなものは、なおざりにされるのではないかと、一般に懸念してゐるのではないかと、そういう点は万ないといふ言ひは言い切れないと思つて、これは国警長官からひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 今度の警察法案の改正の眼目は、大臣からけさほど提案理由の説明として申し上げられた通りでありまして、できるだけ安い経費で、そして国民の方々が満足されるような警察の任務の遂行ができるような措置、しかも民主的運営のできるような、国の見地から考えても、地方の見地から考えても、両々満足のできるようなそういう組織をつくり上げたいといふのが今度の主眼でございまして。ただいまおつしやいましたように、あるいは選挙の場合に、時の与党のために警察が働くおそれはないかとかいふ御心配は、そういうような時代が前にあつたから御心配になるのもごもつともであらうと存じますけれども、ただいま御指摘になりましたような、たとえば選挙の場合に点数読みをするといふ

ようなことまで、はたしてこの組織でできるであらうかどうか考えてみますと、けさほど申し述べましたように、各府県にはそれぞれ、政党的立場を持たれた公安委員の方々が三名ずつおられます。また中央にも国家公安委員会が中正な立場で管掌しておられますので、そういう不当な事柄を中央から地方に命じて、しかもこれが秘密の間に行われるといふことはこの制度ではあり得ないと思つてございまして。これは御心配に過ぎるのではないかと。今日の国家地方警察の警察官はすべて国家公務員でございまして、それで各府県の隊長も長官が任命することにまつておりますが、それでも、この制度においてはただいまおつしやいますような、そういう警察国家的運用、あるいは政治的にこの警察を使うといふことは、今の府県の公安委員会の制度がある以上は、断じてなし得ないと思ひます。

それから暴動その他は、これは警察のむしろ異例の仕事であつて、日常の警察はあるいは住民の保護、あるいはいざなほ入れば検査ができるように、国民の方々がまくらを高うして毎日休むことができるように、そういういた警察であるべきはもちろんであります。暴動はそういうつちやうあるわけではございせん。従つて今度の警察法の改正の主眼点も、そういういた警察の日常の、地方民に最も接するところな仕事を、できるだけ費用もかさまらず、能率的に、国民の方々の御満足の行けるように、そして人権尊重の面に立つて、人事管理も十分できるようにといふのがねらいなのであります。暴動その他の場合に、警察法第五条によりまして国家公安委員会及びその管理のもとに警察隊長が指揮監督する場合にございまして、これはいさつちやう発動するわけではございませぬ。他の場合におきましては、すべて都道府県の公安委員会の管理のもとに、日常の警察業務は行われるのでございまして。人事権を中央で持つておられます。人事権を中央で持つておられます。人事権の国家的性格を持つておるといふ当然の要請と、いさつちやう少くとも幹部は全国的な立場から、全国の最も有能なヴェテランを幹部に持つて行く、その方が警察の能率の向上の点から考えましても、また警察官のお互いの交流といふものをよくいたしまして、沈滞をしたり、あるいはそこに停頓をしておもしろくない空気ができたりしないように、むしろその方が府県住民あるいは市町村住民に対して御満足できる警察サービスができるのではないかと、かように考えております。

○石山委員 御説明を聞いておると、なるほどという点のみが出て来るようでありまして、これは机上の一つの考案が多いようでありまして。先ほどの給手の問題などもその通りでございまして、われ／＼が一つの、机上で考えて、このくらゐならば大丈夫だろうという想定は、いつでも立てなければならぬし、立つものでございまして、権力というやうなことになるが、これは机上の想定よりも、実際の面になりますと、非常に加速度的に飛躍されるやうでございまして。たとえば公安委員会の問題にいたしましても、公安委員独自の考案で云々といふやうな言葉を使われておつたと思ひますが、あなた方は、たとえば提案の趣旨を見ましても、行き過ぎた、及びもつかないといふやうなことも言つております。そうすると、アメリカでやつておられる、いわゆる西洋文明である民主主義といふものには、日本ではまだ到達しないといふことにもなりはしないか。日本の土地にはアメリカ流の、西洋文明の民主主義は育たないといふ一つの考え方である。これが公安委員会だけアメリカのあるいは西洋文明の花が咲くだろうといふ考えを持つとすれば、はなはだおかしい話だと思ひます。公安委員はやはりその町のために非常に牛耳られる面が出て来る可能性はある。そのために私はそれを心配しております。そうしてたとえこれが国家で一連のヴェテランを選んだために、一連の関連性を持たせてやるとするならば、地方自治に二人の知事ができかねない。特に知事よりもその方が強いのではないかと。昔かつて私たちが小さいときは、知事といふものより警察部長になつた方が幅がきくといわれておつた時代があります。金モールをつけて悠々としてそこら辺を闊歩してゐた。知事が行つて出迎えない官庁も警察部長が行くと出迎える。これほど何か強い実際の権力を持つておるのが警察機構だといわれております。そういう場合において私の心配するのは、やはり国民の心配だと思ひます。今のやうな考案でこのまゝこの法案が通されるとするならば地方自治は傷つけられる。そして地方自治の下には二人の者があつた。片一方は民選知事であり、片一方は官選の警察本部長といふやうな形で現れておるのではないかと。しかも片一方の方は選挙

度ずつと離れたよその警察になる。今までおまわりさんは親類であつたのでございますが、今度は日本人ではなくて、他国から輸入されたようなおまわりさんがでさ上るのではないかと、こういう心配をわれ／＼は持つのです。私が先ほど言つた通り、一つの権力をうかつに与えますと、この権力はその用いる人によりまして——もちろん教養いろ／＼あると思いますが、いづれにしてもこれは用いられるのでございませう。そうした場合には、権力は加速度的に大きくふくらんで行くというところでございます。特に国家警察的に人事権を中央で握るとするならば、何か事あつたら、当然これはやるだろうと思う。先ほどの提案理由の中に、勧告があるから、懲戒、罷免が公安委員会のできるから、万々そんなおそれ

はないだろうということを言つていますが、私たち何れも去年のことを言つて
いるわけじゃない、今年の春のことを
言つていゝのではない、つい先ごろ、
二週間ばかり前に如実に見せつけられ
ておる。常軌を逸した、こんなものは
勧告しなくても当然彼は引責辭職する
であらう、彼はこんなことはやらない
であらうというようなことを、時の政
府が政權の座にすわつて簡単にやるの
だ。そうした場合にこの公安委員の意
見などは、ある場合には聞かないとし
ても通つて行ける。先ほどどなたか
委員が、聞かない場合には何か罰則規
定があるかといつたら、罰則規定がな
いといふのでありまして、斎藤園警長
官は、これは大丈夫みんなが引責辭職
すればそんなことにならないだろうと
言われた。ところが最近私たちが受け

た事例によれば、その当面の責任者はだれも辭職しないことになっている。そうしますと、それが既定の事実になつて、権力があくをかくということになるのでございます。でございますから、今でも自治警察は何も権力が無いのではない、権力はあります。但しわれ／＼と非常に親しいということによつてそれが相殺されている。政府は能率を上げるために、政府が責任を持つためにこれを改正しようとするのでございますが、その改正の仕方、速度があまりにも早い。そうして時宜を得ていないというふうに私は考えます。先ほど受田委員からも、これは大衆から権利をば取上げるために、最後の仕上げをするために警察法を改正して、片づからびたり／＼とや

つづけてしまふ氣持だろつというふうな言われたのでございます。あれは必ずしも受田委員一人、受田委員の周囲の少数の人たちの意見だけではないのではないか、この懸念は、われ／＼と反対の側にあるような商業新聞のほとんど全部がこれを裏書きをしております。私はこの権限をもつと縮小するといふ点を考えてもらうと同時に、もしこの法案をば修正するとするならば、やはり地方行政官としての知事に一番権限を与えろというふうな表現がなされるべきであるし、果ブロッツク単位の自治警察にするには時期尚早であると考えるもの一人でございますが、この点に關しまして、大臣としては原案をば修正するというふうな、もう一ぺん考えてみようというふうな見解に立つてはいたないのでございますか。

○小坂國務大臣 行政機構改革を種々やろうといふことで、行政管理庁側においても検討いたしましたのであります。が、中央の最先機関あるいは地方自治体の機関との間の調整がな／＼困難でありまして、これはまだ多くの検討を要する点でございます。ただ警察の側におきましてこういう案ができましたのは、ともに警察行政であるので、国家警察も解体しよう、地方自治体警察も町村単位のものにこれを解体し、両方自紙に返して一本の府県自治体警察にしようといふことで案がまとまりましたので、これを切離して出したわけでありまして、中央独裁ということ、が、中央からの任免等に関連して一部で言われていることも私聞いておりますけれども、この法律は、御承知のやうに組織法でございます。警察官がどうしようかというといふやうな執行面は、警察官等職務執行法であるとか、あるいは刑事訴訟法であるとか、改訂せられていて、警察の行い、改訂せられていて、十分民主的、これはいゝゆる罪刑法定主義でございます。何ら根拠のない罰則を下すことはできないのであります。しかも政治的に警察法を動かすといふやうなことにになりますれば――これは先ほど国警長官も御答弁になりましたやうに、公安委員会というものは独自の権限を持つており、懲戒罷免の勧告をなすことが出来る。懲戒罷免の勧告を受けてまで居るということは、警察行政を行うという建前からいまして、なか／＼困難なことでございます。實際上において一種の強い人事権を持つていられるといふに私は私どもは解釈いたしておりますので、御懸念のやうなことはなからう、こういうふうな考

ているのであります。ただ法案自体の修正についてどうかといふことであります。が、政府は原案を最善とは考えておりません。しかし原案の修正といふことは国会の権能でございますから、それについてとやかく申すことは政府として考えておりません。

○石山委員 この法案には抜け穴が三つ四つばかりでなく相当あるやうでございます。この抜け穴が將來物を言うのではないかと私は心配してあります。きようは私の持ち時間では逐条審議に入つては余地がないやうでありまして、非常に残念であります。が、全般的に見て、今度の法案は少し急ぎ過ぎているのではないかと、急ぎ過ぎているという印象は、逆に言えば、吉田内閣あるいは自由党の政權をば、もう少し延長したいといふやうな意圖が濃厚にあるのではないかと一部で言われておりますが、大臣の答弁なんぞ聞いておりますと、やはりそういうふうな印象が強いと思つて、ただわれ／＼の懸念するのは、自由党内閣は一年、二年延長されるかもしれぬけれども、この法律のもとに自由党が百年生きることは無い。次の政党が出て来たときに、この法律がどういふやうに運用されるかといふこともあわせて考へて、少くとも日本人の性格をも左右するくらいの影響を与える警察法なのでございますから、大所高所からこの問題を研究する必要があるのではないかと。本員はいろ／＼お聞きしたのでありますけれども、残念ながらまだ賛成するといふやうな立場はとり得ないのでございます。以上で私の質問を終ります。

○中井委員長 石山委員の御質疑は終了いたしました。高橋順一君、古屋貞雄君、佐竹晴記君、皆さんおいでになりません。鍛冶良作君、吉田安君、猪俣浩三君、木下郁君、押谷富三君、すべて御出席になつておりません。ただいま名前を申し上げた諸君は、質疑の通告があつたのであります。が、御出席になりません。よつてやむを得ず連合審査会はこれをもつて散會いたします。

午後四時二十九分散會